

## 平成20年旭市議会第1回定例会会議録

### 議事日程（第2号）

平成20年3月4日（火曜日）午前10時開議

第1 議案質疑

第2 常任委員会議案付託

第3 常任委員会陳情付託

本日の会議に付した事件

日程第1 議案質疑

追加日程 議案第37号、議案第38号直接審議（先議）

日程第2 常任委員会議案付託

日程第3 常任委員会陳情付託

出席議員（24名）

1番	伊藤 保	2番	島田 和雄
3番	平野 忠作	4番	伊藤 房代
5番	林 七巳	6番	向後 悦世
7番	景山 岩三郎	8番	滑川 公英
9番	嶋田 哲純	10番	柴田 徹也
11番	木内 欽市	12番	佐久間 茂樹
13番	日下 昭治	14番	平野 浩
15番	林 俊介	16番	明智 忠直
17番	林 一雄	18番	高木 武雄
19番	嶋田 茂樹	20番	向後 和夫
21番	高橋 利彦	22番	林 正一郎
24番	神子 功	26番	林 一哉

欠席議員（1名）

25番 伊藤 鐵

説明のため出席した者

市長	伊藤 忠良	副市長	鈴木 正美
教育長	米本 弥榮子	病院事業者 管理	吉田 象二
病院事務部長	伊藤 敬典	総務課長	高埜 英俊
秘書広報課長	加瀬 寿一	企画課長	加瀬 正彦
財政課長	平野 哲也	税務課長	野口 徳和
市民課長	木内 國利	環境課長	平野 修司
保険年金課長	増田 富雄	健康管理課長	小長谷 博
社会福祉課長	在田 豊	高齢者 福祉課長	横山 秀喜
商工観光課長	神原 房雄	農水産課長	堀江 隆夫
建設課長	米本 壽一	都市整備課長	島田 和幸
下水道課長	中野 博之	会計管理者	木内 孫兵衛
消防長	佐藤 眞一	水道課長	堀川 茂博
庶務課長	浪川 敏夫	学校教育課長	及川 博
生涯学習課長	花香 寛源	監査委員 事務局員	林 久男
農業委員会 事務局長	小田 雄治	国民宿舎 支配人	野口 國男
病院経理課長	鈴木 清武	病再 整備室長	鍋木 友孝

事務局職員出席者

事務局長	宮本 英一	事務局次長	石毛 健一
------	-------	-------	-------

開議 午前10時 0分

議長（明智忠直） おはようございます。

ただいまの出席議員は24名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

#### 日程第1 議案質疑

議長（明智忠直） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第38号までの38議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林一雄議員。

17番（林 一雄） おはようございます。

平成20年度旭市一般会計について、2点ほど質疑をさせていただきます。

まず、議案書の89ページなんですけれども、ナンバー5番、あさひ健康福祉センター運営事業について、13の委託料についてでございます。2,280万2,000円についてのこの金額の算出方法についてお伺いをいたします。

2点目といたしまして、212ページなんですけれども、消防関係の6番、消防団車両整備事業、この件なんですけれども、旭方面隊に1台と海上方面隊に1台、2台の車両購入ということでございます。それで、対象は排気ガス規制の車両の更新・整備ということですが、今後、平成21年度と22年度、23年度に、この消防団の車両の排気ガス規制について、これから3年間、何台の車両が更新されなければならないのか、お伺いをさせていただきます。

以上でございます。

議長（明智忠直） 林一雄議員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（在田 豊） それでは、あさひ健康福祉センター運営事業につきましてご答

弁申し上げます。

89ページ、説明欄5の委託料でございますが、この委託料につきましては、指定管理料といたしまして福祉協会のほうへ委託をするものでございまして、その算出方法でございますが、臨時職員の人件費及び光熱水費、それから機械設備等の維持管理費用を主とします事業費用から施設の利用料等の事業収益を差し引いた額を指定管理料としているところでございます。

平成19年度当初予算に比べまして、平成20年度では539万9,000円の増額になっておりますけれども、この要因としましては、パークゴルフ場の営業に併せまして営業日の拡大と営業時間の延長というものを考えておりますので、これらに対します人件費と維持管理費の増によるものでございます。

以上でございます。

議長（明智忠直） 消防長。

消防長（佐藤眞一） ディーゼル車排ガス規制対象の車両更新計画についてお答え申し上げます。

消防団の車両につきましては、先生ご質問の期間に対象となる車両はございません。ただ、常備消防につきましては、平成21年度に1台、平成22年度に3台、平成23年度に2台の車両が該当となります。そのほか、平成21、22、23年度で、排ガス規制の対象ではない小型積載車の更新はございます。

以上でございます。

議長（明智忠直） 林一雄議員。

17番（林一雄） 最初の福祉センターの運営事業なんですけれども、よく分かりました。パークゴルフ場の関係で来客が多いからこれだけ、前年度に比較しまして500万円ちょっとの経費がかかるということで分かりました。

消防関係でございますけれども、普通、今、中古自動車の下取り価格というのは結構、一般車両はあるわけですがけれども、今回、この2台の購入に関して、下取り価格というのはあるのかお伺いしたいですけれども。

議長（明智忠直） 林一雄議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

消防長（佐藤眞一） 現在、下取り価格については見ておりません。

以上でございます。

(「分かりました。終わります」の声あり)

議長(明智忠直) 林一雄議員の質疑を終わります。

続いて、日下昭治議員。

13番(日下昭治) 第1号議案、旭市一般会計予算の何点が質疑したいと思います。

初めに、市税について伺いますが、説明資料、平成20年度の当初予算の概要の中において、歳入(1)になりますけれども、市税は70億6,318万6,000円で、対前年度比で1億8,501万7,000円の減であると。その要因は、固定資産税が旧郵政公社所有家屋の増分や新築・増築の見込み家屋が減失家屋の見込み家屋を上回ることにより減収が見込まれるもの。市民税、所得税は、税制改正の影響による住宅ローン減税分の減収が見込まれるためと、そういうことで減を見込んだということがここにうたわれているわけですが、住宅ローンの減税分で前年度当初予算等々比較してみますと、1億8,500何万円減ということがあるわけですが、前年度当初予算の現年度課税分の差が1億6,000万円ほどあると思うんですが、それがすべて住宅ローンの減税分になっているのか。

それと、税の徴収率のほうにおいて、平成18年度が96.6、平成19年度96.7、それで平成20年度の予定としては95.2と、約1.5くらいの差が出ているわけですが、その辺の影響はここに表れていないのか。

それと、滞納繰り越し分ですね。平成20年度では3億7,927万円、平成18年度2億7,100万5,000円、平成19年度が2億9,089万3,000円と。それらがかなり滞納繰り越し分ですね、調定見込額が大きくなっているわけですが、それら、当然、滞納繰り越しが増えるということは決していいことではないと思いますので、その辺についての説明をお願いしたいと思います。

次に、支出について伺うわけですが、65ページですか、交通安全対策費の中において説明欄13の委託料、児童交通安全街頭指導委託料ですか。それらの内容についての説明をお願いしたいと思います。

次に、保育所の運営費については109から110ページになりますね。それらについて伺うわけですが、前年度当初予算と比較して、運営費のほうについては5,260万円くらいですか、減ったのは。当初予算と比較してですけれども、5,200万円ちょっとしか減っていないわけですが。しかし、111ページの説明欄4、保育所指定管理者委託事業になりますと、7,404万9,000円と、そのような形になるわけですが、指定管理者制度というのは、私ども考えていたものは、コスト軽減等が見込まれるものと思ってい

たわけでございますけれども、全体の運営費では5,260万円ですか、減っていない中で、指定管理者について7,404万円と2,000万円ほど上がってしまうんじゃないかと、そのように考えられたもので、その辺の説明をお願いしたいと思います。

それともう1点、6、延長保育促進事業の19、負担金及び交付金、私立保育所次世代育成支援対策事業補助金1,635万円、これらの内容ですね。どのような形で、各私立保育園に均等にいくのか、あるいは人数割り等でいろいろな形で配分されるのか、それらについて伺いたいと思います。

それと、農業振興費でございますけれども、産業まつり関係ですね。農業振興費の説明欄19の負担金補助及び交付金の中における産業まつりのいきいき旭・産業まつり補助金、海上産業まつり補助金、ふるさとまつり・ひかた補助金と中に三つほどあります。その中でいきいき旭・産業まつり補助金のほうについては445万3,000円。昨年までだと、公園費のほうから115万円ほど出ていたと思います。それらが本年度の中には16万円ですか、約100万円くらいの補助金が削られたという形で理解するわけでございますが、それらの減額になった理由についてと、三つ産業まつりあるわけでございますが、海上産業まつり、ふるさとまつり・ひかたの補助金については300万円、いきいき旭・産業まつりの補助金445万円と。それらの差があるわけでございます。それは3会場の執行方法の違い等もあると思いますが、その辺、大まかでございますが、内容等説明いただければと思います。

以上です。

議長（明智忠直） 日下昭治議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

税務課長（野口徳和） それでは、13ページの市税についてお答えいたします。

まず、個人市民税の関係ですけれども、予算では前年度比較で1億8,929万1,000円の減となっております。主な理由としましては、所得の伸びについては、かなり今、経済情勢が厳しい、景気の低迷と燃料費を中心とした原材料の値上がり等で厳しい状況、給与所得も伸びてないということで、所得の伸びについては、6,700万円の減を見込んでおります。

また、住宅ローン控除分として6,300万円、それから、税源移譲による影響で徴収率の減として4,300万円を見込んだのが主な理由でございます。

それから、滞納繰り越し分については、固定資産税を中心としまして企業の倒産とか不景気、そういう状況で、毎年、徴収の努力はしているつもりなんですけれども、増えていってしまうという状況がございます。昨年、千葉県滞納整理推進機構ができて、滞納処分で

も差し押さえ等を中心に強化しているところでございます。

議長（明智忠直） 総務課長。

総務課長（高埜英俊） 私からは、65ページの交通安全対策費の13、委託料、児童交通安全街頭指導委託料についてお答えいたします。

これは、旭地区の七つの小学校区で登校時、午前7時から8時でございますけれども、この時間にシルバー人材センターに委託いたしまして交通指導を行っているものでございまして、週3日程度、2人1組で行っております。これは合併前から、そのまま引き続いて行っているものでございます。

委託料の積算でございますけれども、時間単価が1,090円で年間118時間、それが2人7校ということで、1,800万円ちょっとということになります。

以上です。

議長（明智忠直） 社会福祉課長。

社会福祉課長（在田 豊） それでは、109ページ、保育所運営費につきましてご説明を申し上げます。

指定管理料の中には、干潟保育所の管理運営に当たります職員等保育士の人件費分を含んでおります。したがって、109ページ説明欄3の保育所運営費と111ページ説明欄4の保育所指定管理委託事業、これらを合わせますと、平成19年度よりも、議員ご指摘のとおり、2,140万5,000円の増という形になってしまいますけれども、108ページにお戻りいただきまして、説明欄1の保育所関係職員給与費、これを併せて比較していただく必要がございます。年度によりまして事業量に差がございますので単純に比較することはできないんですが、108ページの4目保育所費全体で見ますと、1,346万1,000円の減となっているところでございます。この減額の要因そのものにつきましては、指定管理者制度を導入することによりまして、平成20年度におきましては、退職者8名の補充が必要なく、103人体制で運営可能となることによるものでございます。

もう1点でございますが、111ページの延長保育促進事業でございますが、延長保育につきましては、市内公立では中央第一、それから私立の6保育所すべてで延長保育を実施しております。それで、7施設合わせますと、だいたい800人程度が利用をしている状況でございます。この中で、公立を除きます6私立の保育所に対しまして、ここにご覧のように、補助金として支出をさせていただいているところなんですけれども、この内容でございますけれども、これは施設によって全体の利用の児童数、それから実際に延長保育をやっている中で延

長の時間数、これらによりまして国の補助単価が決まってくるので、それぞれの保育所によって若干異なってきております。6保育所の積み上げが、ここにございます補助金総額ということになります。

以上でございます。

議長（明智忠直） 総務課長。

総務課長（高埜英俊） すみません、先ほど児童交通安全街頭指導委託料の金額を間違えました。1,800万円と申しましたけれども、180万円でございます。失礼しました。

議長（明智忠直） 農水産課長。

農水産課長（堀江隆夫） それでは、150ページの産業まつり関係の補助金につきましてご回答申し上げます。

三つの会場でこの秋も実は予定をさせていただいております。ただ1か所、旭・産業まつり補助金、これがほかの地区と違うというようなご指摘でございます。実は会場等が、ご承知のように、スポーツの森公園の中で実施を予定しております。そこは国道に面しているという部分、あるいは民間の駐車場等を使わせていただく、そういうようなもの等で、交通整理の委託等も実はこの会場は入れてございます。さらに、ちょっと会場が広いというようなことで音響設備の委託も若干増えております。さらに、実はこのまつりにつきましては、健康管理課等によります健康まつりを体育館の中で開催したり、あるいは都市整備課のほうで花と緑のフェスティバル、そういうものの同時開催等もございます。さらに、テント数も他の会場とも多い、そんな形で補助金の内容が違っているということでご理解いただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

（「ぴったり。150万ぴったり。あ、ごめんなさい、100万くらい。言っているよね。質疑に出してあるでしょ」の声あり）

議長（明智忠直） 都市整備課長。

都市整備課長（島田和幸） じゃあ、私のほうから答弁させていただきます。

花と緑のフェスティバルということで、産業まつりと一緒に花壇とフラワーポット等を産業まつりの会場に用意させていただきました。花壇は、総合体育館の前に大きな花壇、花の花壇ですね。これを来年度から中止にさせていただきます。

中止にいたします理由としましては、花と緑のフェスティバルの啓蒙活動が浸透してきて、ある程度の効果があったようですので、これを取りやめさせていただきます。

以上でございます。

議長（明智忠直） 日下昭治議員。

13番（日下昭治） はい、ありがとうございました。

市税についてももう一度伺うわけでございますけれども、何か今、固定資産税の滞納分がかなり多いという話を今聞いたわけでございます。私はそうでなく、所得税の滞納繰り越し分が1億円余り増えていると。1億円まではいかないですけれども、平成18年と比較すると1億円、平成19年と比較すると、2億9,000万円ですから、9,000万円くらい増えていると。その辺が増えることは決してよろしいことではないんじゃないかなと。

それと、今度、各支所の税務室を人数、多分減らしたと思います。減らすというか整理をするわけになったわけでございますけれども、何ページですか、税務職員関係。41名ですよ、今度。何ページですかね。

（「70ページ」の声あり）

13番（日下昭治） 70ページ。41名でやられるということで予算を立ててあるわけでございます。今年度当初は47名だったと思います。6名の減。税務室が廃止、直轄型にするということで6名の減でいけるんだということだろうと思いますけれども、これだけ税の滞納が多いということになると、税務担当職員が減ることが果たしていいのかなと。まあそれだけ徴収に努力してもらおうということで理解できるわけですが、やはり税は……。これだけ滞納ある、また決算において不納欠損で処理するということは大変なことだと思うんですよ。今年度当初ですか、税源移譲により交付税が減っても、税の増収によりカバーできるんだということですが、見込みということですので、決算は出てないにしても、ある程度徴収率、平成19年度見込めるものに基づいて1.5%くらい下がっているんじゃないかなと思いますので、その辺に向けて徴収を努力する。県とスタートした滞納整理推進機構、それらの効果もあるように今伺ったわけでございますけれども、果たしてそれが本当にいつているのか、その辺をもう一度伺いたいと思います。多分、3か月くらいですか、あれやったの。その中でそれだけの成果が上がっているのか。果たして平成20年度で職員6名ほど減った中で徴収に支障を来さないのか、その辺を伺いたいわけでございます。

それと、児童委託料について説明いただきました。旧旭地区7校の朝週3回ですか、7時から8時、シルバー人材に委託すると。ただ、旧旭のみの委託なんですけれども、ほかの地区における学校等の安全対策については問題ないのか、あるいはその辺のものをやる必要がないのか、その辺をもう一度できればと思います。

保育所については、すべてトータルするとそんなに上がってないよということですが、やはりここで示されてくるにおいては、指定管理者とただ一般の運営費という形で比較してしまいます関係で、2,000万円も上がってしまうのかなと。職員の関係も、職員給料減るからそれらもという話でございますけれども、当然今後、民営化というか、管理者制度に委託される方向に進むんじゃないかなと思いますので、その辺を将来見据えた中でどうなるのかなと。給料の関係で減ったといっても、新採もかなり予定されているわけでございますので、その辺が果たして指定管理者に委託したのが正しく判断されるのか分かりませんので、もう一度その辺お願いしたいなと思います。

あとは、それで結構です。

議長（明智忠直） 日下昭治議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

税務課長（野口徳和） 議員おっしゃるとおりに、市民税については、平成19年度の決算見込みで1億4,000万円ほど滞納繰り越しが生じるんじゃないかと。まだ決算終わっていませんから分かりませんが、予測はそういうように見ております。

それから、徴収率の関係ですけれども、昨年11月末現在の対前年同月比で、個人住民税ですけれども、1.5%減ということで予算見積もりをとったんですけれども、この1月末で徴収率上がりまして、0.77%の減まで回復したという状況になっております。

それから、先ほど、税のほうの職員数のこと、お尋ねありましたけれども、実は昨年、ここでは44人の人数になっていたと思います。予算、3人減で、それ以外に国保担当ということで、別の科目に3人ほど予算計上しております。実質、予算では3人減ということでございます。

それから、千葉県滞納整理機構の関係でございますけれども、個人住民税で昨年3か月間で、事案としては38件で、2,700万円ほど出してやりました。これはかなり徴収困難なケースということで県の職員の方もかなり苦労されて、私のほうもやったんですけれども、徴収については、金額的には280万円ほど、それから差し押さえについては、11件で1,040万円ほど、あと納付誓約については、21件で約1,200万円ほどの実績を上げたということで、徴収困難なケースについてはかなりできたんじゃないかなと思っています。それ以外にいろいろな滞納処分のノウハウを学べたという効果がありますので、今後ともそれでやっていきたいと思っております。

議長（明智忠直） 総務課長。

総務課長（高埜英俊） 学校の交通安全街頭指導についてお答えいたします。

現在は旭地区だけということで。合併後、他の地区でもシルバー人材センターに委託してどうだろうかという検討はされたようでございますけれども、なかなかシルバーのほうの人材ということもありまして、難しいということで現在に至っております。

本来、こういう部分というのはボランティアでやっていただければ一番いいわけございまして、これは旭地区もそうでございますけれども、全体的に交通安全協会とかそういう方が随時出ていただきまして、今のところ問題ないということで聞いております。

じゃあ、今委託しているところをどうするんだということでございますけれども、市街地で交通量も多くて児童数も多いというところがございまして、当分は今のまま進めるしかないのかなというふうに考えております。

以上です。

議長（明智忠直） 社会福祉課長。

社会福祉課長（在田 豊） それでは、保育所の運営費関係につきまして申し上げますが、議員おっしゃられますように、指定管理によりましてコストの軽減につなげるということはそのとおりございまして、指定管理そのもので一番メリットが生ずる部分というものが、さきの一般質問等でもございましたように、人事の関係で保育士の採用が控えられるという部分で一番大きなメリットが生ずる部分になるかと思っておりますが、干潟保育所のみを見ますと、平成18年度の実績と平成20年度、今回の指定管理料を比べてみますと、約2,000万円程度の削減につながっていることは事実でございます。したがって、これらの状況を十分踏まえながら、今後の見通しという部分におきましては、拡大をしていければなということを考えております。

なお、ある意味、施設整備のほうとの絡みも若干生ずる部分でございますので、定員割れ等をしている保育所におきましても、今回、耐震診断を実施しておりますので、その結果等も含めまして、施設整備と併せまして、将来的には公立保育所そのものの統廃合というような部分も併せ考えていかなければならないと、そういうふうに考えております。

以上です。

議長（明智忠直） 日下昭治議員。

13番（日下昭治） 税務課長、当初47名だったけれども、3名減っていると。実質44名で運営されていたと。当初、そういうことだと思うんですけども。

議長（明智忠直） 税務課長。

税務課長（野口徳和） 予算上の人数の組み込みですけれども、実は私のほうは国保税の賦課もやっておりますので、別の科目のほうに3名を組んでおります。実質、去年は税務総務費の44人、国保の関係で3人ですから47人と。

13番（日下昭治） はい、分かりました。

当然、税務吏員はほかの職種と違うわけでございますので、47名なら分かるけれども、すべて47名、それが3名減っているということを認識しないで申し訳ございません。

そういうことでありますけれども、今後減るということ、税務室がなくなって滞納が増え、滞納推進だと話おかしくなっちゃうな。滞納をなくすることを推進してもらわなきゃならないわけでございますので、そういうことで、徴収を推進しなければならないと思いますので、その辺を人数減ってもしっかりやってもらいたいと思うわけでございますけれども、これからの考え方をちょっとまたお願いできればと思います。

それと、実は総務課長、児童の安全指導、ボランティアでやってもらえればいいなということ、たしかそんな。実は私もボランティアでやっていると思ったんですよ、旭地区。いや、すばらしいなと思って。実は報酬出てるというのを認識持ってなかったもので。ただ、そういう形でやっているものは、旭地区でなくてもほかの地区にもあるんですよ。事実。そういうことの中で、すべてというか、ボランティアでやっていただく。旧旭のボランティアの方々はすばらしいなと。例えば海上もやっているんですよ。

ちょっとそういう認識がありましたので、できるんだったらやはりそういうものを平均にできればなということの中でお願いしたいなと思いますけれども。

議長（明智忠直） 税務課長。

税務課長（野口徳和） 確かに、職員数は予算では3名減ということで。私のほうとしてはそれは減らしてほしくないんですけども、これは行政改革の関係ですのでやむを得ないと。ただ、今度、室を廃止しまして、私のほうに指揮系統が全部一本化しますので、その面ではかなりやりやすくなるとは思っております。

それから、千葉県滞納整理機構。去年は38件ということですけども、来年は60件をやるということで目標を立てております。

議長（明智忠直） 総務課長。

総務課長（高埜英俊） 何かいい方法があればということで、これからも検討してまいります。よろしく申し上げます。

議長（明智忠直） 日下昭治議員の質疑を終わります。

続いて、神子功議員。

24番（神子 功） 議案第1号、平成20年度旭市一般会計予算につきまして、歳入歳出につきましてご質疑申し上げます。

まず歳入のほうですが、市税、地方交付税、県の補助金、県支出金の関係につきましてお伺いをさせていただきます。

ただいまも市税につきましてご質疑ありましたが、私は、市税の中で特に徴収率が本年度、昨年度に比べて率が下がっているもの。例えば個人につきましては、現年課税分が96.7%昨年に対して、95.2%の徴収率になっております。これは均等割、所得割含めてです。それから、滞納繰り越し分につきましても、13.2%の徴収率に対して12.5%。さらに、固定資産税につきましては、滞納繰り越し分で14.0%が8.3%。軽自動車税につきましても、滞納繰り越し分では13.3%が11.1%。都市計画税におきましても、滞納繰り越し分については15.0%が8.3%というふうに率が下がって予算を組まれております。この低くパーセンテージを計上したということの根拠につきましてまずお伺いをいたしたいと思います。当然、予算書の中には昨年度より徴収率を上回って計上しているものがありますが、特に今回は低く、昨年度と比較して下がっているところについてお伺いをいたしたいと思います。

次に、地方交付税の関係で、本会議でもご説明をいただきましたが、18ページです。普通交付税が63億円、特別交付税が8億1,000万円ということで、昨年度よりも3億8,000万円の増を見込んだ予算組みになっております。したがって、もう少し詳しく内容的にお伺いをいたしたいと思います。

次に、県補助金及び県支出金の中で減額になった事業というものが昨年度と比較してあるものか、また廃止となった事業についてはあるのか、この辺があれば明らかにしていただきたいというふうに思います。これが歳入関係であります。

次に、歳出の関係でお伺いをいたします。51ページになります。

51ページ上段に庁舎改修事業1,000万円が予算組みされております。改修工事ということですが、これはどのような工事を予定しているのか、具体的にお示しをいただきたいと思います。

次に、60ページの19節の負担金補助及び交付金、この中の東総地区広域市町村圏事務組合負担金1,346万2,000円。これは塵芥処理費のほうでも組まれておりますが、これは特に職員採用とかというものだと思いますが、この負担金の中ではおおよそが人件費というふうに

判断ができます。また、ふるさと事業ということもありますが、この中で旭市として東総地区広域市町村圏事務組合に対しまして特に教育の関係につきまして、どのような内容についてご提案、あるいは内容的にこういった事業にしてくれということについて検討をされ、そしてまたそれをこの事務組合に反映をするようなことについて平成20年度はお考えだったのか、この点をお伺いいたしたいと思います。

次に、137ページです。衛生費の中の清掃費でございますが、ここに清掃総務費の一部事務組合負担金、負担金補助及び交付金で東総衛生組合負担金として予算組みがされております。本年度については、この負担金の内容についてどういうものが……。負担金というのは、各関係市、町の負担金それぞれあると思いますけれども、主な事業、こういったものについてお伺いをいたしたいと思います。

それから、お伺いするところによりますと、2市2町がこの東総衛生組合を構成しているというふうに伺っております。旭市の施設につきましては、旭市のし尿あるいは浄化槽の汚泥、こういったものが搬入されているということを伺っております。さらに、この施設については、来年から再来年にかけて施設の改修を行うということも伺っておりますが、旭市の予算組みではそこまで分かりません。したがって、施設の改修について、市長はこの管理者というふうに伺っておりますが、この点について今どのような状況になっているのか、この際お伺いをいたしたいと思います。

次に、商工費の関係で178ページ。長熊スポーツ公園整備事業2億1,800万円が予算計上されております。この件につきましてはだいたい委員会でも、また本会議でも議論をさせていただいたところでありますが、職員の方々、課長をはじめといたしましてかなりお骨折りをいただいている内容でございます。そこで、今回は当初予算につきまして、まずこの長熊スポーツ公園整備事業については、釣り堀とスポーツ公園という施設があるわけでございますが、この長熊スポーツ公園の釣り堀、スポーツ公園についてはどのような工事費が組み込まれているのか。概略で結構ですので、お伺いをいたしたいと思います。また、主な工事内容につきまして、どのような工事内容になるのか、この辺も併せてお願いし、工事についてはいつごろ着工されて、いつごろ終了するのか、お伺いをいたしたいと思います。以上で歳出関係を終わります。

最後に、その他といたしまして289ページ、職員数の関係でお伺いをいたしたいと思いません。

表を見ますと、昨年と本年度を比較いたしますと、15名の減ということになっております。

平成19年度におきます退職人員は何名くらいになるのか。平成20年度の新規採用者については何名になるか。したがって、そのトータルが15名減というふうになると思いますが、それぞれ予算書の中には人数が書かれておりますけれども、それと合致するものと思いますが、15名の減の内容につきましてお伺いをいたしたいと思います。

以上で第1号の質疑を終わります。ご答弁をお願いいたします。

議長（明智忠直） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

税務課長（野口徳和） 13ページの市税の関係についてお答えします。

個人の市民税の現年分については、先ほども日下議員の時にお答えしましたけれども、税源移譲による影響で11月末の見込み、対前年実績をもとに見込んで1.5%落としたということでございます。

それから、滞納繰り越し分の関係でございますけれども、特に固定資産税と都市計画税の関係については、法人とか個人の倒産、破産が増えてきているんですけれども、こういうケースは競売事件に持ち込まれるわけなんですけれども、市のほうでは交付要求を出すんですけれども、なかなか配当がそれに満たないという状況がずっと続いていると。それから、ことしのは特に大きいんですけれども、これは18年の決算見込みを基にして出したんですけれども、大口な滞納などが入ったりすると徴収率がぼんと上がっちゃうということで、それを排除しなければならないということでちょっと見込みを違えたということで、実態に近い数字に持っていったということがあります。

以上でございます。

議長（明智忠直） 財政課長。

財務課長（平野哲也） それでは、予算書の18ページの9款地方交付税につきまして、もう少し詳しくということでございます。

平成20年度当初予算におきます地方交付税につきましては、ご覧のとおり71億1,000万円ということで、前年度と比べまして3億8,000万円、5.6%の増を見込んでございます。

内訳でございますが、普通交付税が63億円、これは前年度比で3億円、5.0%の増。それから、特別交付税が8億1,000万円ということで、前年度比8,000万円、11.0%の増を見込んでございます。

この主な要因でございますけれども、普通交付税では、今までになかったものとしまして地方再生対策費。これはご案内だと思いますけれども、地方再生対策費というものが創設さ

れまして、これが新たに加算されました。それから、これは旭市のことですけれども、合併特例債の元利償還金がそろそろ始まってきたと。平成16年、平成17年くらいに借りたものが元利償還金始まりまして、この公債費として措置がなされていること。こういったものが増加の要因でございます。

また、特別交付税でございますけれども、これにつきましては、だいたい平成19年度決算見込みをベースにしまして試算をするわけですけれども、合併包括支援措置というのが3年間あったわけですけれども、この分については実際に減額の要因としてなくなりましたけれども、これを差し引いた額に、決算見込みからこれらを差し引いた額に、国のほうで地財計画の中で伸び率は1.3%ということで見えておりますので、この1.3%を乗じまして試算した結果、こういった形で増となったというところでございます。

以上です。

議長（明智忠直） 建設課長。

建設課長（米本壽一） 歳入関係、県支出金で減額となった事業の内容です。

予算書26ページ、一番下になります。土木費県負担金についてお答えいたします。

これは地積調査事業、国土調査事業ですけれども、対象となる測量業務の面積の減少です。平成19年度は、萬力地区の1.06平方キロメートルでした。新年度は、秋田地区の0.48平方キロメートルです。

なお、県負担率ですけれども、これは75%、変更ありません。

以上です。

議長（明智忠直） 健康管理課長。

健康管理課長（小長谷 博） それでは、27ページをお開きいただきたいと思います。4目の衛生費県負担金、皆減となって廃目となっていることについてご説明申し上げます。

平成20年度から老人保健法が廃止となり、従来実施しておりました基本健康診査が医療保険者の責任において実施が義務づけられ、特定健康診査に変わったために廃目となるものでございます。

以上でございます。

議長（明智忠直） 環境課長。

環境課長（平野修司） それでは、県補助金の関係でございます。29ページ、生活排水対策浄化槽推進事業補助金の関係で、現在というか、平成19年度新設分については、24万円でありました。それが平成20年度には、県補助金2分の1ということで、12万円に減額されます。

平成21年度については廃止という形で聞いております。

県のほうの内容としましては、平成13年4月から浄化槽法の改正によりまして浄化槽の定義が、単独浄化槽ではなくてこれからは合併浄化槽と。ですから、合併浄化槽の設置が義務づけられたことにより、千葉県は通常型新規の補助について、その設置の誘導施策の目的を失ったということから、平成19年度は24万円、平成20年度は12万円、平成21年度は廃止という形になっております。

以上でございます。

議長（明智忠直） 社会福祉課長。

社会福祉課長（在田 豊） それでは、27ページをお願いしたいと思います。

県支出金の社会福祉費県補助金でございますが、ここでは大幅に減額になっております。この理由としましては、平成19年度まではこの補助金の中に県自立支援総合補助金というものがございました。それで、平成20年度からは、25ページをご覧いただきたいんですが、14款の県支出金の一番下の欄でございますけれども、ここに説明欄1番、2番とございますが、障害者自立支援給付費等負担金ということで、県の負担金のほうへ事業が組み替えになっておりますので、ここで大幅に減となっております。

以上でございます。

議長（明智忠直） 総務課長。

総務課長（高埜英俊） それでは、歳出にまいります。私からは、まず51ページの庁舎改修事業についてお答えいたします。

これは、本庁舎と三つの支所の改修、それから修繕のための予算でございます。合併後、それほど時間もたっていない中で、事務室の移転等もございます。それから、特に本庁舎はそうなんですけれども、3支所も老朽化が進んでいるということで、毎年度改修、修繕が必要になっております。そこで、一定額を計上しております。具体的には、平成19年度と同額の1,000万円を枠ということで計上しております。

具体的に何があるかというお尋ねでございますけれども、今ちょっと考えられるのは、この敷地の北西の端に第1分館というのがございます。10年くらい前まで農水産課と農業委員会が入っていたところなんですけれども、その場所に下水道のポンプ室を造るということで、今年度中に取り壊すということが必要になってまいります。そういうものがあるのかなと。それからあと、修繕関係が出てくれば、随時それを使うということになります。

それから、人件費の関係で288ページになるんですけれども、給与費明細書で15名減とな

っておりますけれども、今年度の退職者と来年度の新規採用ということでお尋ねがございました。平成19年度の退職者人員は、今年度末に退職する者以外に今年度中に退職した者も含めての数字でございますけれども、35名でございます。平成20年度、来年度の新規採用予定者は21名で、差し引き14名の減ということになります。これは実数でございます。

予算の職員数でございますけれども、実は11月末くらいの職員数にその時点で想定できた次の年度の増減見込みを考慮いたしまして計上しておりますので、4月1日の実数と合わないということも生じてまいります。ことしに入ってから退職した人が出ますと、合わなくなってまいります。そういう関係で予算上はマイナス15の減ということでございますけれども、今の実数の見込みでは14名の減と、1名の差が出ております。

それから、15の減はどういうものかということをちょっと申し上げてみたいと思います。まず、総務関係でマイナス3、総務課そのほかなんですが。あと、先ほど出ました税務でマイナス3、2款の総務費の関係でマイナス6、それから3款の民生費の関係でございますけれども、先ほどから出ておりますように、保育所でマイナス6、それから老人福祉関係で3増えているというのもありまして、民生費関係でマイナス6、この二つが大きなところでございます。

以上です。

議長（明智忠直） 企画課長。

企画課長（加瀬正彦） それでは、60ページの東総地区広域市町村圏事務組合負担金の内容につきましてご説明申し上げます。

議員のおっしゃるとおり、この負担金の主なもの、人件費が相当のところを占めております。特に東総地区広域市町村圏事務組合一般会計全体の予算が5,040万7,000円、これが平成20年度の予算になっております。そのうち人件費が4,130万円、これは5人分になります。それと、このほかにふるさと市町村圏特別会計を持っておりまして、これが1,506万2,000円という平成20年度の予算措置でございます。

この事務組合におきましては、地域の活性化というテーマが大きなものがございまして、それに基づいて事務を執り行うと。そういう中でふるさと市町村圏事業もこの一般会計と併せて事業推進している。その中では、教育的な面というご質問がございましたので、実際にどういうことをやっているかということでございますが、中学生の海外派遣事業をやっております。これは約700万円ほどで、管内の中学校から各2名ずつということで、毎年32名、見聞を広めるということで海外派遣をしているところでございます。それと、管内の中で職

員の共同採用試験、それと職員の共同研修も実施していると。それからあと、ふるさと市町村圏基金の利子から一般廃棄物の処理事業の特別会計のほうに、繰り出しということで547万円ほどそちらの会計に出している状況でございます。

ちなみに、平成19年度、繰り越しが1,333万9,000円ほど出る見込みだということで、今年度負担金につきましては減額になっている状況です。旭市は、均等割30%、人口割70%ということで、1,346万2,000円のここに出ている数字ということでございます。

さまざまな事業につきまして、必ず会議を実施して、どういう形で進めるかということもあるんですけども、ちょうど旭市が合併して、その後、匝瑳市が合併してということで、広域自体での基本計画がなかなか作れないでございました。これを平成20年度という話もあったんですけども、それについてはもう少し地域の状況、様子を見て、これから協議していく必要があるんじゃないかということで、平成20年度では作成しないという形になっております。

以上です。

議長（明智忠直） 環境課長。

環境課長（平野修司） それでは、2番目の清掃費、137ページでございます。一部事務組合の負担金の内容、それから施設改修についてお答えしたいと思います。

一部事務組合、これは東総衛生組合の負担金でございますけれども、組合の歳入合計は7億4,022万4,000円となっています。主なものとしては、運営費負担金と衛生手数料で99%となっています。

今回、旭市は、前年度より過去3年間の処理実績に基づき、分担金を算出しているわけですが、その結果、旭市は118万7,000円ほどの増となっております。

内訳としましては、運営費分が1億3,396万8,000円、交付税分が6,680万1,000円ということで、2億76万9,000円が旭市の負担となっております。

それから、歳出の主なものですが、この衛生組合は二つの処理施設を持っておりまして、旭クリーンパーク、それから光クリーンパークがありますけれども、その設備機器の定期修繕で7,300万円ほど、施設維持管理業務委託が3,154万円ほど、収集業務委託が7,700万円ほど、起債償還金が2億6,263万9,000円となっております。

次に、施設改修の関係でございますけれども、これは平成17年度に、法律に基づいた精密検査があります。その中で施設の運転管理実績、それから機能状況や設備、装置の状況等を行うことになっております。その結果、現施設は生し尿主体の施設であり、今後増加が見込

まれる合併浄化槽汚泥に対応した施設に更新する時期に来ているという報告がありましたので、現施設の問題点、それから建設後、旭クリーンパークは21年を経過し、合併浄化槽汚泥に含まれている油分の処理ができないことや焼却炉の劣化が著しいことから、現在、更新整備を図る方針としております。

整備方針としましては、国の交付金を利用した案で、新築とリニューアルの検討、それから単独整備の形で改築と、大規模改修し延命を図る案を検討しております。その中で、構成市町の財政状況等を踏まえ、補助事業での考えでということによって現在進めているところでございます。

また、この更新施設は合併浄化槽汚泥を処理する機能を持つもので、現在、クリーンセンターで処理している旭市分は処理可能ではないかと、新しくできた施設で可能ではないかと。現在、旭クリーンパークは、先ほど言いましたように、生し尿施設ですので、合併処理浄化槽の汚泥のすべてを賄い切れないと。その分を光クリーンパークのほうで約3,300キロリットル処理をしているという状況でございます。

それから、事業計画の関係ですけれども、当初考えていました平成21、22年の2年間で更新していくという考えではございますけれども、現在、地域住民との合意形成を図っている段階ですので、それらのある程度、合意なり承認をいただいた中で計画を進めていきたいと考えております。ですから、この期間については、このとおりというあれとは思っておりません。

以上でございます。

議長（明智忠直） 商工観光課長。

商工観光課長（神原房雄） それでは、178ページの長熊スポーツ公園整備事業について答弁をいたします。

2億1,800万円という予算計上をしたわけでございますけれども、これの概算の内容という部分でございますが、予算の段階では、釣り堀部分につきましては、約1,600万円程度を予定しております。公園、駐車場、その他の部分については、5,800万円程度を予定しているところでございます。この金額につきましては、現在、実施設計に取り組んでいるところでございますので、あくまでも概算でございます。

それから、着工と完了の予定ということでございますが、工期につきましては、春の釣り大会終了後に着手しまして、来年の2月末程度に完了を予定するところでございます。

具体的な整備の内容ということでございますが、釣り堀の整備の特徴としましては、費用

面を考慮した中で、汚泥、発生土を排出しない固化処理の手法で実施したいというふうを考えております。現在、水深が3メートルという部分の中で、その水深を3メートルから5.6メートルに、固化処理をしながら掘削を実施しまして、固化処理をした発生土を利用した中で、のり面や堤防を造っていくという部分でございます。また、浮き栈橋につきましても、現在の栈橋を撤去しまして、新たに6本の栈橋を設置します。釣り座につきましても、現在の1.8メートルから2.7メートル程度に広げるという部分、それから栈橋間につきましても、設置間隔を40メートルから25メートルにしまして、大勢の釣り客が利用できるように考えていきたい。そのほか、車いすに対応しました座席も設置しまして、管理安全につきましても配慮していきたいというふう考えております。

公園部分につきましては、多目的な利用のできる公園を考えていきたいと。一つは、現状の利用状況並びに整備の要望を踏まえた中で、野球場、ゲートボール場の整備という部分があります。そのほか、グラウンドゴルフや周りの桜に合わせたイベントもできるような場所として考えていきたいと。また、固化処理をしました発生土を利用しまして堤防を造り、その部分に植樹、それから休憩施設、水路、遊歩道などを配置しまして、親水公園的な活用も考えます。それによりまして、子どもたちや市民の憩いの場として整備していきたいというふう考えるものでございます。

そのほかにも、駐車場の整備としまして、現状の駐車場スペースとしては90台弱という部分でありますので、これにつきましても、大型バス2台程度、それと車につきましても160台のスペースを確保していきたいと。

また、公園の水はけもかなり悪いということで水が停滞しているという部分もありますので、そのための排水対策として暗渠、側溝の改修を考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（明智忠直） 議案の質疑は途中ですが、11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時25分

議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き神子功議員の質疑を行います。

神子功議員。

24番(神子 功) それでは、再質疑させていただきます。

歳入のほうの関係では、市税について、内容的に徴収率については実績ベースで組み込むようなことを考えたという内容のご答弁がありました。そうしますと、平成20年終わりました平成21年以降、市税の徴収についてはこれまでも何度か伺ったことがあります。あくまでも実績といえますか、見込める範囲で予算は組むんだと。徴収率についてはかなりご努力されて、先ほども答弁がありましたように、徴収に向けて差し押さえしてみたり、そういう成果は上がっているということは認識しております。予算については、今後、実績を踏まえた徴収率を計上していくということの考えでよろしいのか、この点1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

地方交付税については、内容は分かりました。県補助金並びに県支出金の減額の部分についても分かりましたので、歳入については市税1点のみご答弁させていただきたいと思います。

歳出の関係で、まず51ページの総務の関係ですが、庁舎改修事業ということで今回ご質疑させてもらったのは、市長も政務報告で示されておりますように、建設課が飯岡庁舎に移ってみたり、環境課の手狭ということもあり、あるいは市民関係のサービスということがあって環境課が第2庁舎へ移るとい、もろもろの庁舎の改修を含めた、どのように有効的に活用するかというお話を伺っております。そういったことで、特に1階の環境課の跡を市民サービス、市民の相談の窓口ができるようにしてほしいなということがあってもよろしいのではないかなということがあったために今回質疑をさせてもらいましたが、それについては平成20年度で行うものなのか、あるいは何か違った部分で考えているのか、この点お伺いをしたいと思います。

60ページの東総地区広域市町村圏事務組合の負担金ですが、答弁漏れがありました。私はこの負担金について、職員の研修とかということについて、旭市のほうからこういったことがいいじゃないですかと、研修の内容ですね。あるいは、こういう研修をしたらどうですかと、要望とかということについてやられましたかという内容の質疑をさせてもらいましたが、その答弁がありませんので、平成20年、あるいは平成19年度に、旭市としてぜひこういったことは職員の意識の高揚とか、あるいは市民サービスということも含めてできるからお願いしたいということがあった内容があれば、ぜひお示しをいただきたいと思います。

それから、清掃費の137ページ。いろいろ詳しくご説明をいただきました。結論的には、

今、施設の改修に向けて地域住民との話し合いをしていると。方法は幾つかあるけれども、補助金をいただいての改修を考えているんだというお話がありました。それと併せまして、どうしても一部事務組合というのは、市長はそこにいるんですけども、構成の一首長という管理者か副管理者のいずれか。これは東総衛生組合だけに限ったことではなくて、ただいま申し上げましたように、東総地区広域市町村圏事務組合でも同じことが言えます。したがって、旭市の例えば今、塵芥でいうと、施設が旭市ではこうなっていると、延命はもうぎりぎりですと、だからこういうふうにしなればいけませんよという担当あるいは市長のほうから各事務組合に意見を申し出なければならぬのではないかなという考えと、もう一つは、責任持って広域の事務組合で、ならばこうしましょうよという方向がどちらもなければいけないというふうに見えるわけです。

そういったことを考えますと、今、私たまたま東総地区広域市町村圏事務組合の議員として旭市から出させていただいておりますけれども、東総地区広域市町村圏でゴミ処理施設をどうしようかということは今白紙になっていますので、どうするかということはアンケートをしようというだけしか分かりません。したがって、旭市で今困っている問題については反映ができてないんじゃないかなというふうに考えるわけです。

したがって、旭市の担当の課が、ごみなり、あるいはし尿なりの困っている問題あるいは改善したい事項については提言していくということがなければいけないし、首長は首長として、旭市のみならず構成をしている市や町のそういう問題点も十分に把握しながら、組合としてどうするべきかと考えた中でまた各市においてくるという、これになるべくスムーズにかなければいけないというふうを考えなければいけないと思うんですけども。この際、当初予算ですから、負担金を納めている旭市としてそういった考えを持ってほしいなと思うんですけども、市長は今現在、ごみについては処理施設は白紙ですけども、旭市としてどうなのか。し尿処理は旭市としてどうなのかということの考えをぜひお示しをいただければありがたいというふうに思います。

商工費の関係ですけども、何か課長の答弁を聞いていますと、イメージがだんだんわいてくるような感じがします。それだけ十分議論をしていただいているなというふう思うわけですけども、先ほど申し上げましたように、委員会でも本会議でも議論してきましたけれども、検討委員会を作ってほしいということで、検討委員会もされたというふうになっております。今後、その検討委員会については継続してやっていただくものと思いますが、実施設計あるいは工事を進める中で検討委員会の位置づけといたしますか、検討委員会について

はどのように進めていくお考えなのか、この点1点だけ伺いをいたします。

最後の職員数については、出入りがはっきり分かりました。平成19年度は35名おやめになると。21名が新規採用ですから、1名の数値は別にしても、それで15名だということが分かりましたので、あとはこちらで調べれば、どこがどれだけ少ないかというのがよく分かりますので、これは答弁要りません。何点かについてご答弁をいただきます。

議長（明智忠直） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（伊藤忠良） それでは、一部事務組合の件について、私のほうからお答えをさせていただきますと思います。

東総地区広域市町村圏事務組合で今取り組んでおります広域のごみ処理の問題、さらには東総衛生組合のし尿処理場の問題、この両方とも環境課、担当課がきちんと入りまして、担当課の意見交換を常にしておりますし、また首長同士の意見交換も、率直に話し合いをしておりますから、各市、町の持っている意見というのは十分その中に反映をされている、そのように考えております。

広域のごみ処理の問題なんかにしましても、一つの市でこれが取り組めれば一番いいんですけれども、補助金の問題、あるいはそのほかの経費等の問題につきましても、広域で取り組んだ方が有利だという調査をしておりますから、広域で取り組みたいということで今その準備に当たっているところでございますし、また、し尿の処理場に関しましては、生し尿を中心に行ってきた処理場が、生し尿が少なくなってきたためにその用に足りないという問題でありますし、同時に老朽化も進んできているという問題でありますから、これももう早急に対応しなければならぬ問題ということで、できるだけ今のところ取り組みたい、そのように考えております。

それから、旭市の問題ということでありますけれども、旭市では、ご案内のように、下水道の処理場等も持っておりますから、そこで処理ができないかというような問題についてもいろいろな角度から検討させていただきました。ただ、今の段階ではとてもそれができないということでございますから、それであれば現状の位置で、しかも現在の処理施設よりももっとコンパクトなものになりますから、何とか地元の皆さん方のご理解をいただきながら、あそこであれば用地の買収もしなくて済むしということでございますから、市民の皆さん方に対する負担というのも非常に少なく済みますから、そういった面であの位置でし尿の処理は取り組みたいと、そのように考えております。もう十分、担当課あるいは首長の意見交換

もしておりますから、そういった意味では十二分に旭市の意見もそこで言わせていただいております。

以上です。

議長（明智忠直） 税務課長。

税務課長（野口徳和） 徴収率の見込みについてお答えいたします。

現年分を、滞納繰り越し分も含めまして、給与所得を中心として所得が減少している中でございますので、実績ベースを基本に徴収率を考えていきたいと思っております。

議長（明智忠直） 総務課長。

総務課長（高埜英俊） 私のほうから2点お答えいたします。

まず、51ページの庁舎改修事業の関係でございますけれども、ご指摘がありましたように、来年度から建設課を飯岡支所に移転して、第2庁舎のほうに環境課に行ってもらって、その後、少しきれいにして、市民と相談できるようなスペースができないかということで計画いたしました。もう段取りはできているわけでございます。飯岡支所に行くにしましても、ただ行くというわけにはいきませんで、今のことです。コンピュータの配線も全部やり直し、それなりのお金がかかります。環境課にしても同じでございます。ですから、そういうものはもう既に今やっておりますと間に合いませんので、平成20年度ではなくて平成19年度の予算で対応しながら、もう段取りはほとんど済んでおります。

それから、もう1点の60ページの東総広域の関係の職員研修について、市として要望していることはないかというお尋ねがございましたので。これは職員研修の関係でございますので、私のほうからお答えいたします。

東総広域の中で、人事担当の課長会議あるいは担当者の会議というものを年に何回か開きまして、その中で要望を持ち寄りまして、よりよい研修にしようということで検討しております。来年度の研修計画に向けまして、旭市からは実は2点ほど要望しておりまして、検討していただいております。

初級研修の中で政策法務の入門というのを1点と、あるいは中級研修の中で政策形成についての研修、あるいは個人情報の保護についての研修とかそういうものを要望いたしまして、その会議の中で検討していただいております。

以上です。

議長（明智忠直） 商工観光課長。

商工観光課長（神原房雄） 今後の検討委員会の進め方というご質問でございますが、整備

の実施につきましては、広く関係する機関、団体等の皆様からご意見をいただくということで、去る1月17日に長熊釣堀センター整備推進会議を開催してございます。その中で、皆様方から整備内容につきまして貴重なご意見をいただきましたので、現在、そのことにつきましても実施設計に取り組んでいるところでございます。

今後の進め方でございますが、4月には実施設計の内容を説明いたしまして、その後につきましても、進捗状況に応じて会議を開催していきたいと考えております。

以上です。

議長（明智忠直） 神子功議員。

24番（神子 功） 市税につきましては、実績ベースで今後取り組んでいくというご答弁いただきましたので、分かりました。

庁舎の改修につきましては、ぜひそうしていただきたいということで今回質疑をしたものですから、内容的に分かりました。住民サービスができるようにぜひお願いをしたいと思います。

東総地区広域市町村圏の事務組合に対する要望については分かりましたので、自分が組合議員という立場で向こうでも質疑させてもらっておりますが、なかなか具体的に答弁がなかったものですから、これで確認ができましたので、大変ありがとうございました。

長熊スポーツ公園につきましては、ぜひいろいろな意見を反映できるように願いますのでございます。

あと1点、市長から答弁をいただきましたが、今、し尿処理についてはあの場所ということでございますが、どうしても我々議員が、一部事務組合なものですから、そこに出ている議員はいますけれども、議員としての責任は報告義務はありますが、やっぱり旭市にある施設というそういった立場から考えますと、情報については、担当課がいますから、議論している内容については、所管はもちろんですけれども、議会のほうにできれば逐一報告をいただければ、我々議員もある意味では意見を出してみたり、所管の議員でなくても意見が出せるような状況もあると思いますので、平成20年度スタートするに当たりまして、そういった意味でし尿あるいは塵芥のことにつきましても、一部事務組合で扱っている内容についてはぜひ報告をしていただきたいというふうに思いますが、その点いかがでしょうか。1点だけお願いします。

議長（明智忠直） 神子功議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

市長（伊藤忠良） 今の神子議員の要望でありますけれども、いろいろな機会を設けて、議会に報告ができるように努めてまいりたい、そう思います。

それと、先ほどの中で申し忘れた点を少し付け加えますけれども、ちょうど今、生し尿主体の処理場でありますから、旭市から出る浄化槽汚泥も光のほうへ運んで処理をしている現状なんです。そうしますと、これ以上、旭市の浄化槽汚泥が増えてまいりますと、今度は光のほうでも処理がし切れなくなってしまうというような問題もありますから、早急にそれに対応ができるような形をとっていきたい。また、旭市の浄化槽の清掃をしてくれている業者の皆さん方からいえば、旭市へ運び込みができれば、もっと近いところで処理ができるわけですから、ずっと効率がよくなるというような問題もありますから、そういったものも含めまして、できるだけ早い段階で周囲の皆さん方の了解をいただけるように努力をしたい。

この間も、対策協議会の皆さん方には、茨城のほうへ行って1か所視察をしていただいております。これからもそういった機会を多く設けながら、周囲の皆さん方のご協力がいただけるように努めてまいりたい、そう考えております。

議長（明智忠直） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

24番（神子 功） 議案第2号、平成20年度旭市国民健康保険事業特別会計予算につきましてご質疑申し上げます。2点ほどお伺いをさせていただきます。

先ほども第1号議案の中で市税の関係でお尋ねいたしましたことと内容的にダブリますけれども、国民健康保険税につきましては、いわゆる徴収率ということで現年課税分あるいは滞納繰り越し分につきまして、率を掛けてその金額を出してございます。そういったことで、今回新たに後期高齢者の支援金分ということが加えられますけれども、平成19年度におきますところの収納率というものはどういう状況かということをお伺いをしたいと思います。

なぜならば、今申し上げましたように、後期高齢者の支援金分の現年課税分ということも加わりますし、現在、国保税の事業というものが市民にとりましては、納めている人と納められない人と納めにくい人とか、いろいろ考え方があるようでございます。そういったことで、平成19年度の収納率はどうなっているのかなということぜひお示しをいただきたいと思います。

思います。これが1点です。

2点目が、冒頭に申し上げましたように、収納率が前年度と比較して低いパーセンテージを見込んであるものがございます。309ページにあります一般被保険者国民健康保険税の中の4節、医療給付費分の滞納繰り越し分が平成19年度では18.75%から平成20年度は15.09%に低いポイントで見込むような状況になっております。さらにその下の5節についても、介護納付金滞納繰り越し分が21.8%が15.04%に、さらに2目の退職被保険者等国民健康保険税の中の3節、介護納付金分の現年課税分の収納率が95.95から95.86に、さらにその下の4節の医療給付費分滞納繰り越し分が37.62%から35.91%に、次のページでも、収納率が46.03%から42.04%になってございます。これにつきまして、市税と同じように、どのような根拠でこうなっているものか、お示しをいただきたいと思っております。

以上です。

議長（明智忠直） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

税務課長（野口徳和） それでは、309ページの国保税の関係についてお答えいたします。

まず、19年の収納状況ですけれども、一番直近のことし1月末の状況でご説明しますと、現年課税分は1月末で徴収率77.31%、前年同時期は77.23%で、現年課税分はほぼ同じくらいと。一方、滞納繰り越し分につきましては、1月末で12.72%で、前年同時期で14.63%ということで、これについては1.91%低くなっております。

それから、国保税の収納率の状況についてですけれども、先ほど議員おっしゃいましたように、滞納繰り越し分については、マイナス1.71%からマイナス6.76%まで滞納分の繰り越しの見込みを落としております。これについては、市税のほうでご説明申し上げたように、実績を基にやっておりますということでご理解のほうお願いしたいと思っております。

議長（明智忠直） 神子功議員。

24番（神子 功） そうしますと、今、2番目にお答えいただきました収納率の低下の見込みについては、実績ベースで計上したというふうになっておりますが、今後についても実績ベースで取り組まれていくものか、この点1点確認をいたします。

議長（明智忠直） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

税務課長（野口徳和） 国保税のほうも、国民皆保険制度のもとで、社会保険以外の方全部、国保加入者ということで、所得のない人も入ってくるということで、逆に現年課税分の徴収

率も、他の市税と比べて低いんですけれども、滞納繰り越し分も低いということがこれからも続くような傾向があるんじゃないかと思っております。そのために、先ほど申しましたように、年金とかそういうのが上がるような状況ではございませんので、かなり厳しい状況ということで、実績ベースを基にやっていかざるを得ないなと思っております。

（「わかりました」の声あり）

議長（明智忠直） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第2号の質疑を終わります。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

24番（神子 功） 議案第6号、平成20年度旭市下水道事業特別会計予算につきましてご質疑申し上げます。

下水道事業につきましては、平成20年度について、昨年未までに145.9ヘクタールの区域を供用開始したものに加えまして新たに7.8ヘクタールの区域を供用するという一方で、153.7ヘクタールを見込んで事業が進められます。さらに、平成20年度につきましては、2地区の幹線管渠工事とその周辺2.6ヘクタールの面整備工事を行うとともに、平成23年度までの継続事業として処理場内の高段ポンプ棟建設工事と水処理施設等の増設工事、これに着

手するという事で予算の概要で説明をいただいたところでございます。

そこで、事業を継続して進める内容と、面整備を行うということで供用開始してから、平成6年に事業認可を受けて今日に至っておりますけれども、ぜひこの際お伺いしておきたいのは、受益者負担の徴収の納付率、いわゆる収納率という状況がどうであるか。さらに、使用料の徴収率、収納率というのはどういう状況にあるかということで、平成19年度におけるそれぞれの収納率、どの程度になっているのか、ぜひお伺いをしたいと思います。

予算書の関係につきましては、420ページから421ページにかけての下水道普及促進事業、この点は本会議でも説明がございました。さらにお伺いをするものでございます。

まず、報償費ということで、受益者負担、全納者に対しましては、10万円を限度として支給されるものということで予算組みされまして、19節については、水洗便所、他の改造資金補助金ということで、1年から3年にかけて4万円から2万円、これの補助をしていこうという説明がございました。そこで、平成19年度における受益者負担金の全納者が何名いて、平成20年度については何人を見込んでいるのか。これは世帯だと思いますが、その見込み。さらに、資金補助金ということでそれぞれ4万円、3万円、2万円ということで計上の説明がありましたが、平成19年度における実績、さらには平成20年度の見込みについてどの程度見込んだのか、お伺いをいたしたいと思います。

以上です。

議長（明智忠直） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

下水道課長（中野博之） ではお答えいたします。

平成19年度の受益者負担金の徴収率、使用料の収納率、下水道普及及び促進費の状況ということでございますが、いずれも本年の1月末現在までの実績でお答えいたします。

まず、1点目の受益者負担金の徴収の納付率でございますけれども、42.5%となっております。内訳といたしましては、現年度分の納付率が83.8%、過年度分の納付率が8.1%でございます。

2点目の使用料の納付率でございますが、91.9%。内訳といたしまして、現年度分が97.3%、過年度分が25.9%ということでございます。

それから、3点目の下水道普及促進費の状況でございますけれども、水洗便所他改造資金補助金につきましては、10件ございまして、39万円を補助いたしております。水洗便所他改造資金利子補給金の利用者につきましては、1月末までにはございませんでした。

それと、普及促進費の受益者負担金の全納報償金につきましてでございますけれども、年一括または全期納入された方は88件でございます、報償金125万9,200円を報償したというようにございます。

それと、報償金の算出ということでございますけれども、これにつきましては、本年度施工した箇所が来年度の賦課対象になるということで、その賦課対象の部分から公道とかそういうところを除いたところの面積がございまして、それに平方メートル当たりの単価を掛けたものが賦課の金額ということでございます。それに過年度の分割部分を加えたものの中で過年度の実情等を勘案して、この金額を予算化させていただくということでございます。

以上でございます。

議長（明智忠直） 神子功議員。

24番（神子 功） 今年度の1月末現在の実績をそれぞれ伺わせてもらいましたが、例えば、他の公共下水道から見た下水道事業についての受益者負担の収納状況あるいは使用の収納状況というのは、他から比べた場合にはどのような状況に旭市はあるのか。この辺調査をされたことがあれば、ぜひ伺いをしたいと思います。

下水道普及促進の関係については、88件ということで125万9,000円余りのご提示が今ありましたが、これについては何件のうち88件なのか、お分かりでしたらお示しをいただきたいと思えます。

以上です。

議長（明智忠直） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

下水道課長（中野博之） 他の自治体の普及率とか収納率ということでございますけれども、具体的に細かい数字は持っておりませんが、情報を収集している中では、多かれ少なかれ未納部分というものがあるというふうに聞いております。

それから、下水道の普及につきましても、当市、供用開始からまだ8年というところがございますので、なかなかほかの先進の自治体とは比較が多少難しいところはございますけれども、その中でも多少低い部類ではないかなというふうに感じております。

それから、88件が何名のうちの88件かということでございますけれども、この88件も過年度の部分の当該年度分の年一括のものも含まれておりますので、ちょっとそういう数字は持ってはおらないんですけれども、平成18年度末から本年1月末までに増加した世帯数及び人員につきましては、44世帯で117名が平成18年度末から新たに接続してもらっているという

ことでございますから、そのうちの中の一部ということでございます。

申し訳ございませんけれども、以上でございます。

(「後で教えてください」の声あり)

議長(明智忠直) 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第6号の質疑を終わります。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(明智忠直) 質疑なしと認めます。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(明智忠直) 質疑なしと認めます。

議案の質疑は途中ですが、昼食のため1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 5分

再開 午後 1時10分

議長(明智忠直) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

議案第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

24番(神子 功) 議案第9号、平成20年度旭市病院事業会計予算の関係につきましてご質疑申し上げます。

平成20年度の予算の概要を見ますと、収益的収入・支出、これは昨年度に比較しますとそんなに変わらないような予算組みになっております。結果、収入あるいは支出の予定については、差し引き9,000万円程度の増という、そういった予算組みの中で、かなり経費の削減

に努力をされた予算組みになっているなという感じがいたす状況でございます。そこで、歳出について、特に何点かご質疑申し上げたいと思います。ページでいうと、35ページの中から何点かお伺いをいたしたいと思います。

平成20年度の旭市病院事業会計予算実施計画の内訳ということについて、分かりやすいものですから、そちらで質疑をさせていただきたいと思います。

支出につきましては、医業費用の中でまず給与費。ここには医師、医療技術員、看護師、事務職員、その他職員ということで給料関係が載ってございます。この内訳については、昨年度と比較して見てみますと、医師が6名の減、医療技術員が25名の増、看護師が37名の増、事務職員が5名の増、その他職員が4名の減、こうすることで予算が計上されております。そこで、平成20年度におきますところの支出の給与費について、各医師をはじめとする各職員の増減について、どういう根拠で予算組みをされたのか、お伺いをいたしたいのが第1点目であります。

2点目につきましては、36ページ、材料費がございしますが、ここでは薬品費と診療材料費、さらに給食材料費、医療消耗備品費ということで計上がされておりますが、特に薬品費と診療材料費が昨年度と比べますと増の予算組みになっております。そこで、増となった根拠についてお伺いをいたしたいと思います。

3点目ですが、経費の関係で少し細かくなりますけれども、お伺いをいたしたいと思えます。1節からずっと項目がありますけれども、そのうちのまず増となった部分についてお伺いをいたしたいと思えます。

3節の職員被服費、これが昨年度と比較いたしますと2,900万円余り増の計上になっております。

次に、4節並びに10節の55周年記念に係る記念品代と記念誌代ということで450万円それぞれ計上されております。そこで、55年記念というものはどういう規模でやられるものなのか、内容的にお示しをいただきたいと思います。

次に、7節の燃料費、この増について考えられることは重油の高騰という、そういったことが考えられますけれども、この増の根拠。

13節の広告料1,008万円という予算計上ですが、これは昨年度と比較いたしますと555万円の増になっております。これについては看護師募集広告等という内訳になっておりますけれども、平成20年度についてはどういう取り組みがなされるものなのか。

その次の賃借料については、駐車場用地の賃借料が昨年度と比較いたしますと2,039万

1,000円の増、その他小口の賃借料が1,511万4,000円の増となっておりますけれども、これの増の根拠についてお伺いをいたします。

15節の委託料、医療機器等の保守料についても増加になっております。これについては、どういうものが保守として増になるのか、お伺いをいたしたいと思います。

続いて、ちょっと飛びますけれども、42ページの特別損失ということで、その他特別損失というのの中に一般患者用有料駐車場機器リース物件一括支払いということで1,857万円と消費税、合わせて1,949万9,000円が計上されております。これと、先ほど申し上げましたように、賃借料の駐車場用地賃借料、この関係がどうなっているのかについて併せてご説明をいただきたいと思います。

最後ですが、経費の中で業務委託というのがありますけれども、これの内容については、平成19年度当初については、業務委託ということで8億5,075万円、平成20年度当初については8億2,020万円、3,055万円の減ということになってございます。したがって、この業務委託の平成19年度の内容と平成20年度について、業務委託が減ったものがあるのか、また金額ベースで減ったのか、業務の内容が、委託の内容が変わったのか、この点お伺いをいたします。

今回質疑をさせていただく内容については、経費の削減という観点から、その中でも増加になったものの理由、そして減になった理由ということでピックアップして質疑をさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（明智忠直） 神子議員、通告の再整備のことはいいですか。

24番（神子 功） いいです。

議長（明智忠直） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

病院経理課長（鈴木清武） では、まず初めに、医業費用の中の給与費についてご回答申し上げます。

まず、給与についての予算の立て方としまして、昨年の12月現在の人員に対し、その後の動向調査をしまして、その後、編成をしております。医師につきましては、正規職員は123名から117名と6名減となっておりますが、専修医、研修医、これが7名増加しております、全体の人数としては244名から245名と1名増員となっております。

続きまして、医療技術職につきましては、薬剤師、放射線技師、検査技師は臨時職員とし

て採用しておりました。主に当該職員の臨時職員22名を正規職員に任用替えすることに伴う増員になっております。全体の人員としましては、3名の増員です。

看護師につきましては、7対1看護体制の取得に向けての予算措置として見込みました。

事務職員につきましては、障害者の雇用の促進等に関する法律により、当院は22名必要ですが、3名不足しております。この3名分の予算措置と事務次長と私、経理課長等を昨年採用しましたことによる増員です。

そのほかの職員につきましては、定年退職による減員になっております。

続きまして、支出関係について、まず材料費、薬品費及び診療材料費の増ということですが、薬品費、それから診療材料費ともに、入院収益と外来収益との合計の料金収入との比率を基に算出しております。19年度決算見込みの税抜きでは、料金収入対医薬品比率は23%、料金収入対診療材料比率は11.1%を見込んでおります。平成20年度予算における入院収益と外来収益は、決算見込みよりも増額して見込んでおりますので、材料費も連動して増額させて予定しております。

続きまして、経費のほうで職員被服費が増となった根拠ということですが、平成20年度予算における職員被服費は、平成19年度に比べまして2,970万円増となっております。

内容としましては、被服リース代のうち感染予防のため手術の下着、救急下着のリースが、平成19年度は7月から3月までの9か月間に対し、平成20年度は4月からの費用の発生ということで金額が増となっております。

同じく、経費の中の消耗品費、それから印刷製本の増ということで、55周年記念の記念品代、品代等の規模はということですが、まず、55周年記念式典の費用としまして、記念品代として消耗品費に450万円、記念誌代として印刷製本費に450万円、合計900万円を予算に計上します。開催時期としましては、11月ごろを予定しておりますが、まだ決定ではございませんが、堂本千葉県知事はじめ、あと特別講師としまして旭市出身の厚生労働省医政局長の外口先生ですか、この方をはじめ、総勢約300人程度を予定しております。

それから、経費の燃料費の増についてですが、燃料費の大部分を占めるのは重油代であります。平成20年度予算における重油代は、平成19年度予算比21.3%増の1億3,942万円を予定しています。これは世界規模での重油価格の上昇に伴うものであります。平成19年4月現在の購入単価が57円50銭に対して予算作成時は82円20銭ということですが、こういう82円20銭を基にしまして、ただ、全体の消費量としましては4.1%減ということで、総体の使用量は169万6,000リットルで予算計上しました。

同じく、経費の広告費の増ということですが、平成20年度予算におけます広告費は、平成19年度に比べまして590万円の増額となっております。内容としまして看護師募集にかかるもので、これは昨年より120万円増の440万円になっています。それから、病院ホームページのリニューアルは前年より360万円増の390万円、それから看護部のホームページのリニューアル、前年より105万増となっております。

同じく、経費の賃借料なんですが、駐車場賃借料、その他小口賃借料についてということで、駐車場賃借料は、平成19年度2,039万1,000円に対し、平成20年度は1,821万3,000円増の3,860万4,000円を予定しましたと。内訳ですが、現在既に賃借している駐車場用地、これが27件の賃借料としまして1,959万1,000円に加え、再整備事業に伴う駐車場用地確保のために全部で1万8,379平米で約790台分の賃借料を予定しております。この賃借料としまして1,528万8,000円を計上いたしました。また、賃借した駐車場用地を農地から用途変更するためにかかる費用としまして、372万5,000円を予定しました。

その他小口賃借料ですが、患者様の肌着や医療タオル等の賃借料について、平成19年度に比べ平成20年度は214万2,000円増の1,197万円を予定しました。これは、一層の院内感染対策に努めるためのものであります。また、さらに充実した医療を提供するため、新規の医療機械賃借3件を含む医療機械賃借料、これが754万8,000円を予定しております。あと、そのほかに、平成20年4月に着工予定の看護師の宿舎ですが、これの完成が本年の7月ごろになります。その間何か月か、ちょっと看護師の入るところがありませんので、ウィークリーマンションの賃借料としまして692万円を予定しております。

あと、委託費でございますが、委託費のうち医療機械保守の内容ですが、購入後、無償期間を経過したものとしてCTスキャナー、循環器系エックス線診断装置等の新規保守料の発生がございます。こういったものが、購入後1年もしくは2年程度、保守期間ということで委託料は発生しないんですが、それを経過したものに対しては委託料が今後発生していくというものです。

それから次に、特別損失ということで、こちらは一般患者様用の駐車場として、本来はリース会社の所有物件として病院の、今回の再整備事業の建設予定地なんですが、こちらに200台分のリース物件がございます。こちら、4月から11月までは、リース代金として従来どおり引き続き支払いをします。11月末のリース残高をもって、病院がリース会社から残リース代金をもってこれを買取ることになります。しかし、買取っても、新棟建設の底地であるため、撤去する必要があります。11月末の残高である1,949万9,000円を特別損失とし

て計上いたしました。また、賃借料で1,303万5,000円を計上してありますが、内訳は、救急患者用の駐車場リース160万8,000円と一般患者様用有料駐車場、これは4月から先ほど申しました11月までのリース代としまして、1,142万4,000円を予算計上いたしましたものであります。

最後に、業務委託についてですが、平成19年度当初の業務委託内容8億5,075万円と平成20年度の8億2,020万円との約3,055万円の減の理由ということでご質問がございまして、平成19年度当初と平成20年度当初の業務委託料減の理由ですが、入札等を実施しまして、まず電気設備関係が708万円になりました。それから、空調設備が822万円になりました。警備会社の委託料が770万円、清掃管理、ベッドメイキング関係が490万円ということで、この4点が主な減の理由になっております。

以上でございます。

議長（明智忠直） 神子功議員。

24番（神子 功） どうもありがとうございました。

先ほど申し上げましたように、平成20年度については、予算組みの中でかなり厳しいような状況の中で、削減というのがかなりみられる中で、増加になっている予算について、質疑をさせていただきました。

そうしますと、まず給与費の関係については、内容的には医師の方については6名となっておりますけれども、実行上はそんなに減らないというお話もいただきましたが、特に事務職員については、障害の関係について、法的に必要だと認めているものが少ないために予算計上したということになっておりますけれども、給与費関係については、医療技術員並びに看護師は増加傾向にこれからもあるというふうに思いますが、これは定数条例の関係でどうなのか。さらに、事務職員についても定数条例の関係で、本来であれば合理化ということを考えれば、事務機器の扱いについてかなり合理化をしていくことによって人員の削減にはなりませんけれども、雇用を失ってしまうということがありますが、それは別に置いておきまして、経営の観点からすると、給与費というのが莫大な金額になりますから、平成20年度スタートいたしますけれども、今後、再整備計画等いろいろありますので、人力的な部分について医師の確保あるいは技術員の確保、看護師の確保、事務職員については極力減らしていかなければいけないというふうに考えられますけれども、この点についてどうお考えなのか。

それからあと、全体的には、材料費については実績ベースで増を見込んだということによく分かりました。経費についても、55周年記念については300名程度の記念事業を行うということですが、これまで記念事業については、規模的には遜色ないものか。要は、このご時

世ですから、記念式典等やることについては必要だというふうに考えられますけれども、その状態、規模については今までと同じような規模で、同規模でやるものなのかということですね。それがよく分かりませんので、もしも取り決めの中で300名程度というのはどうなのか、この辺についてお伺いをいたしたいと思います。

あと、業務委託については、入札の結果について反映しているということで分かりました。人的な部分というのは、これからある意味では必要になる部分と、削っていかなければいけないということ考えた場合に、業務委託というのは今後増加傾向になるのか、それとも減らしていくような状況になるのか、この点お伺いをいたしたいと思います。

以上です。

議長（明智忠直） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

病院事務部長（伊藤敬典） 再質問の3点についてお答えをしたいと思います。

まず1点目は、定数のお話でございました。病院はやはり医師、看護師等がいないと経営ができない状況にありますので、今ここで増員を見込んでいるものが定数の計画からどうかというのはちょっとお答えできませんけれども、いずれにしても、病院としては、医師、看護師、それから技術職員。今、技術職員は3名増員ということを先ほど申し上げましたけれども、これについてはやはり増やしていかなければ病院の経営がやっていけないものですから、医師、看護師、技術職員については、もし定数の計画とそごがあれば、そこは市のほうとも調整をさせていただきたいと思っております。

事務職員等でありますけれども、これは今5名の増加を見込んでおまして、うち2人は既に採用した事務次長と経理課長、残り3名については、今後採用しなければいけない身体障害者の方の雇用枠として3名分予算化をしてあるわけでありまして。ただ、これについては、法的には採用しなければいけないことになっておりますので、努めて採用しなきゃいけないと思っておりますが、ただ、総数については、確かに今、再整備等で仕事が増えておりますので、極力、増えるにしても、最小限の増え方にとどめていきたいと思っております。

それから、2点目のご質問が、55周年記念事業についてでございました。病院としては5年ごとにやっている節目の事業でございまして、詳細についてはこれから検討していくことになっていきますが、規模としては、少なくとも例年を超えることがない。費用についても、例年よりも内輪で、しかも内容があつて、市民の皆さんもお呼びして、一緒に病院事業について

考えていただけるような機会にしたいと思っております。

それから、3点目の委託が今後どうなるのかというご質問でございましたけれども、今、病院は、健全な経営を続けるために必死な努力をしているところでありまして、そのために経営の効率化ということをいつも考えております。その中の一つに当然委託ということがあられるわけでありまして、ですからできるところは、来年何をするかということはまだ決まっておられませんけれども、できるところについてはなるべく手を省いて、委託を進めていきたいと思っております。

ただ、その時も、全部が全部委託がいいかというのもまた確かに議論が必要でありますので、その点ではどうすることが病院にとっていいのかという視点から、できるものについては委託を進めていくと。そういうスタンスで考えているところでございます。

以上です。

議長（明智忠直） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第9号の質疑を終わります。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

日下昭治議員。

13番（日下昭治） 平成19年度旭市一般会計補正予算について、質疑させていただきたいと思っております。

まず、15ページになりますか、農林水産業費の中で畜産振興費。ここで食肉等流通体制整備事業、減額の2億1,557万8,000円と。これは鶏卵処理施設補助事業であるということですが、当然、補助事業でありますので、これは歳入において、強い農業づくり交付金だと思っております。

それらにつきまして、当初予算でたしか3億6,465万1,000円予算組んであったかと思っております。残りは、そうすると自己資金なのかなと思っておりますが、そうしますと、執行がされなくなったのかなということをおもうわけでありまして、その辺のものがどういう形で減額され

たのか、お願いしたいと思います。

それと、諸支出金の中で病院事業会計繰出金 1 億6,208万円ほど、ここに出てきたわけですが、これらにつきましては、当然、繰り出し基準に基づいてやるわけでありまして、交付税として算定基準があつてされたものだと思います。歳入の中でそれは地方交付税 2 億5,820万9,000円という形で補正を組まれているわけですが、そのほとんどが中央病院への繰り出しになろうかと思ひます。

そこであれですけれども、昨日の千葉日報の新聞の中で、イノウエさんが出してある中で最後のほうでございますが、中央病院のいろいろな計画があるわけですが、ここに書いてあるのは、事業の実績がスタートだと、今年度 3 億6,300万円の黒字を見込んでいたが、12月までの累計金が9,400万円にとどまっていたと。急遽、特別交付税 1 億6,000万円の年度繰り入れが決まり、そして見込額に近づくことになった。そういうことに基づいて再整備計画が進まなくなったという形で、見出しは再整備計画是非論再燃かという形なんですけれども、これを見た場合に、病院再整備計画をする上に収入減があるということになりますと、いろいろ市民は心配になるということでございますので、繰り出し基準に基づいた繰り出しはされているものと思うわけですが、その辺をもう少し詳しく説明いただければなと思うわけでございます。

それと、繰り出しは当然市でございますが、繰り入れてもらう方、いわゆる病院側のこの辺の新聞と併せたコメントをいただければなと思ひますが。

よろしくお願いしたいと思ひます。

議長（明智忠直） 日下昭治議員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員のご質問でありますけれども、15ページの畜産振興費、食肉等流通体制整備事業でございます。これは、今ご質問いただきましたように、卵を洗浄しましてパック詰めをする、そういうG Pセンターの建築に対しまして国の支援を受けるというものでございます。

予算の減額につきましては、大きく二つの原因があります。一つは、入札等をしまして、事業費を相当圧縮できまして、それが事業費的には1 億4,900万円ほど減額されています。ただ、当初の計画とは変わっておりません。入札等で減ったということでご理解いただきたいと思ひます。

あとの部分につきましては、国の事業ですので、県庁の畜産課等ともいろいろご指導いただ

きまして、補助金2分の1ということで当初から計画をされておりました。ただ、農水省等の中で、どうも要項上、例えば洗卵洗浄装置、あるいはそういう部屋であれば補助金に該当するけれども、建物については補助金上考えておらんというようなことで、再三農水省ともやったわけですが、最終的にはこれはちょっとできないというような判断で、補助対象にならない施設があったということでご理解いただきたいと思います。

ただ、事業費的には、同じように述べ床面積2,785平米、事業計画どおり実施すべく現在進んでおります。補助金の減った分につきましては、国等のご指導いただきまして、農林漁業金融公庫の無利子資金を活用させていただくということで現在進んでおります。

以上です。

議長（明智忠直） 財政課長。

財務課長（平野哲也） それでは、補正予算書の18ページから19ページにかけてでございますけれども、中央病院の繰出金の関係でご答弁申し上げます。

日下議員のほうからも、千葉日報のほうで急遽という表現が使われましたけれども、我々のほうでは全く急遽ということではなくて、普通の繰出金の確定に伴う補正ということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

内容を申し上げますと、中央病院の事業に対します繰出金につきましては、普通交付税、それから特別交付税、この二つの交付税で算定されたものを、従来どおり、いわゆるルールとして繰り出しをしております。

平成19年度の普通交付税におきましては、一般病床数分及び看護師養成所生徒数分、これに使われます単価が当初予算で見えていたものより若干上がっておりまして、こういったことで普通交付税が若干増。それから、もう一つの特別交付税でございますけれども、これにつきましては、どちらかというとな確定な部分というのは多いんですけれども、その年その年で若干違ってまいります。例えば全国ベースで災害が少なかったとか、それから近年では合併関連でそちらのほうに枠が持っていかれていたと。その合併関連がだいぶ落ち着いてきたということで、本来の参入分が戻ったといえますか、調整減がなくなったということで若干増になっております。

そういうことで、普通交付税の増と特別交付税の増。特別交付税につきましては、12月でいたい決まるんですけれども、12月の補正予算では間に合わないということで、今回、3月の補正予算で計上したということでございます。

例えば、今回は増ですが、逆に去年みたいに減になる場合もございます。そういっ

た場合には、当初予算組んであったものを執行停止して、減の確定した額で出すと、そういう手法をとっております。

今回、中央病院分ですけれども、申し上げますと、当初予算で計上してあったものが12億9,553万8,000円でございます。これは去年の実績からこういった形を組みました。今回の決定額が14億5,761万8,000円ということで、その差額、1億6,208万円を補正したところでございます。

以上でございます。

議長（明智忠直） 日下昭治議員。

13番（日下昭治） 病院のほうはないということですからあれですけれども。

そうしますと、農水産課長の答弁の中でありましたように、これは工事の減額等のいろいろなものと。建物は無理だったということで進む。当然、その分は自己資金が増えたということになるのかなと思いますけれども、あとは、そういう形の中で計画は進められているということによろしいですね。

議長（明智忠直） 日下昭治議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

農水産課長（堀江隆夫） 今、議員おっしゃいましたように、当初の計画どおり、事業は自己資金にて対応で進んでおります。

（「はい、分かりました」の声あり）

議長（明智忠直） 日下昭治議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第11号の質疑を終わります。

議案第12号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第13号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第14号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(明智忠直) 質疑なしと認めます。

議案第15号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(明智忠直) 質疑なしと認めます。

議案第16号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(明智忠直) 質疑なしと認めます。

議案第17号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

24番(神子 功) 議案第17号、旭市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてご質疑申し上げます。

ご説明によりますと、これについてはオンライン手続きを図るということで、県や各市町村でも既に取り組みされているところもあるということの内容の説明がありました。そこで、何点かお伺いをさせていただきます。

第2条で、用語の意義ということで1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番というそれぞれ説明がされております。特に4の署名等ということでは、署名、記名、自署、連署、押印、その他氏名または名称を書面等に記載することを言うというふうになっておりますが、これを見た場合に、これは第4条の第4項になります。電子情報処理組織による処分通知等となっておりますが、この第4項については、末尾に当該署名等に代えることができるというふうになっておりますが、この代えることができるということについては、電子情報処理組織を使ってやる場合にどういうことが代えることができるというふうになるものかお伺いしたいのが1点と、それから、もとに戻って第2条で申請等ということで、(6)にその内容が書かれております。それについては、第3条で電子情報処理組織による申請等というふうに書かれておりますが、その第3項に、第1項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされ

た時に当該市の機関に到達したものとみなすというふうになっております。到達したものとみなすということは、恐らく24時間、インターネット等、いわゆるコンピュータが開示をされるような状況になっているということから考えた場合に、到達したものとみなすということは、開示しなければその内容が分かりませんが、この条例が通った場合に、到達したものとみなすということについてはどういう判断をしたらいいのかについてをお伺いしたいと思います。

それから、第7条関係で、手続き等に係る情報システムの整備等というふうになっておりますが、この第7条では、市は市の機関に係る手続き等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとなっておりますけれども、この情報システムの整備ということについては、この条例が制定された後にどのような整備が必要となってくるものなのか、あるいは現状は必要ないものなのか、この辺についてお伺いをいたしたいと思います。

それで、千葉県の中でも、あるいは全国的に既にこの条例を制定しているところが多くあるわけでございますけれども、旭市としては、説明によりますと、8月1日以降を想定してというお話があったかと思いますが、この条例が制定された場合に、これをどう運用していくかということについてはどのようにお考えになっているのか。そして、必要な手続き、例えば千葉県で申し上げますと、現在、このシステムを使って電子申請、届け出等、198の手続きができるというふうになっておりますけれども、条例が制定されて市民に利用できるということになった場合に、旭市としてはどのような手続きができるものになるのか、この辺もお伺いをしたいと思います。

そして、この利用をする場合に、個人として何か手続き等必要になってくるのか、この点も含めてお伺いをしたいと思います。

以上です。

議長（明智忠直） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

企画課長（加瀬正彦） それでは、まず署名等ということで、この考え方なんですけれども、手続き全体の話をしていただきたいと思います。どういう形で手続きをするのかということでございます。

まず、利用に当たりまして、利用規約というのが出てくるような画面を想定しております。それにまず同意をいただくと。同意いたしますと、利用者の登録になります。そうしますと、

そこで氏名、住所等、必要な事項を入力していただく必要があります。これは県のシステムもやはり同じでございます、それで一たん送信します。そうしますと、その後、利用登録が完了した旨、これは自動でその方に送り返るようになります。そうした時に、利用者のID、それからパスワードがそれに添付されていきます。それで使えることとなります。

それから先の話なんですけれども、今度、署名等に代えるに当たりましては、本人であることを厳格に審査するものが必要になります。そこで電子証明書等の取得がやはり必要になります。実際にそれは手続きによって変わるのでございますけれども、単に届け出だけで済むものであれば、例えば利用申請とかであって、それであればIDとパスワードでもってそのまま出すことでオーケーになる。だけれども、どうしても本人を証明しなければいけないものが必要になります。行政の手続きにはそういうものが多数あります。そういう中ではまず公的個人認証サービス。これは今回、税でもやっておりますけれども、e - T a xと同じような形で個人認証をとったもの、その番号が必要になれば、それが証明書の一つになります。それとあと、例えば今、登記なんか電子登記ができるようになっています。その中で商業登記に基づく電子認証の証明書、そういうものを持っていれば、一つ本人申請の証になります。それとあと、民間認証局が発行する電子証明書というのがあるんですけれども、例えばIC、それがあって本人が特定できるという形であれば、それが一つになります。

間違いなく本人であることということを証明するために、そういったものを暗号化した形でデータをやり取りするということでございます。それでやられたことによって、そこに書かれたもの、それは本人であることは間違いのないということで署名等に代えるような、そういうシステムになっております。それはやはり申請、先ほど2番の話で24時間という話がありました。ですので、それで本人が分かることによって、それが到達しましたという開始の連絡がいきます。そうしますと、それが到達したと。今、行政手続きで期間等を定められておりますから、その到達した時点で取りあえずそこから事務処理が始まると。形としてそれで不備があった場合には、そこでまた、夜間は多分出せませんが、翌日確認をして、不備がありますよという形で本人にメールを一たん流すのか、もしくはそこから、正規であれば、そのまま受理ができる。あと、添付書類が必要なものも当然あります。そういうものについては、郵送措置が必要になるものも出てくると。まあそういう形ですね。

あと、第7条の関係で必要な措置ということでございますけれども、第7条では特にセキュリティーの関係等を言っております。今回、条例が制定されまして、県下で既に千葉県等は運用しております。その運用システムと同じシステムですから、そこに入るような形にな

ります。そうしますと、一時的な経費が発生します。今回、予算でも組んでおりますけれども、289万円ほどの予算を組ませていただいていると。その中で継続的にかかるものについては約150万円という形になります。そういう中で特にセキュリティー面での取り扱い、それからあと、ホームページ等に掲載してそこから飛べるような形にするために、市のほうでそういう措置を講ずるような形になります。旭市の場合には、既に庁舎の中はすべて内部情報系というものでオンライン化されておりますから、そういうものについては追加の費用は特に必要なくなる。その中で、今回、289万円ほどの予算の中でできるだろうという形で思っております。

それから、8月1日以降の運用になると。確かに、今現在、ほかの団体もありますから、8月1日というのは一つのめどになっております。多分8月1日でいけるんだろうというふうに思っております。県のほうは198の手続きをやっておりますけれども、市のほうでございまして、実際に各課に事前に照会をさせていただきました。その中で、やはりどうしても本人と会ってやり取りしなければいけない事務というのは相当あります。そういう中で、今、11課の中で33手続き業務についてはこれでできるだろうということで取りあえず回答をいただいて、当初は33手続きで進めていきたいというふうに考えております。これがうまく軌道に乗った中でもっと増やせるということであれば、増やしていけるというふうに思います。

それから、個人の手続きという話もありましたけれども、個人の手続きについては、基本的にパソコンを持っておりまして、インターネットに接続できる、そういった機能があればまず大丈夫と。ほとんどの、例えば一太郎、もしくは今、いわゆるインターネットエクスペローラとか、そういうものありますけれども、そういう一般的なメールのやり取りができるものであればまず大丈夫でございます。

あとは個人的に、例えば個人認証を取得するという形になった時に、ICカードの読み取り機という、これは国のほうでも進めておりますけれども、そういったものが必要になる場合があります。そうしますと、それは一般の電気店で売っておりますから、それを購入していただくような形になる必要があります。これについては、今現在、33手続きの中では、それが必要になるものはないだろうとうちのほうでは考えております。

取りあえず第17号の質問に対する回答、以上でございます。

議長（明智忠直） 神子功議員。

24番（神子 功） 私はちょっと、インターネットから引きまして、ちば電子申請・届出

サービスのご案内ということでちょっと手元に持っているんですが、今説明をいただいた内容です。

そうしますと、結果的にはIDのパスワード、こういったものが初めに入り口の部分で必要になりますよね。それから、個人の認証をどうするかというこれが必要になってくることが分かりました。それについては同意が必要だということで、24時間の中でインターネットを使って手続きを完了したら、それについては開示をして分かるわけですよね。開示をしなければ分からないということについては、スピーディーに市のほうで対応しなければ遅れをとってしまうということがありますので、それは注意が必要だということがあると思います。

それで、利用については、今、ご説明いただいただけでは分かりません。したがって、文書で書いてありますけれども、市民に知らしめるということについては分かりやすくする必要があると思うんですけれども、そういった周知の方法についてはどのように今現在考えているのか。33という手続きについては、こういった内容についてできるものかというのは、後で結構ですから、お示しをいただければというふうに思います。

それで、一つ、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を制定する時に、ある市では、市民に意見を求めるということもやっているところがございました。見てみたら。旭市としては、即議会に諮るということですから、広く市民の意見を聞くということについては今回やらないことになるのか、それとも説明で終わりになるのか。条例を制定するため今回議案に出しておりますけれども、その辺の検討がされたのか、されていなかったのかということについてもぜひこの際お伺いをしたいと思います。

あとは、市民に対してどのように分かりやすく、8月までに利用できるような状況の中で、この条例が通った場合にはどうするのか、これらについてお伺いしたいと思います。

議長（明智忠直） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

企画課長（加瀬正彦） それでは、お答え申し上げます。

まず最初に、この条例を制定するに当たりまして市民の意見という話がございました。実は、これにつきましては、条例の補足説明の中でもちょっと申し上げましたけれども、国のほうで既に全国的にIT化を進めるんだという方針がありましたので、それに基づいた形で千葉県がまず音頭を取って組織を作ったと。そういうところに市町村がすべて、まあすべてではありません。幾つか乗ってないところがあるんですけれども、乗って、同じ申請システ

ム。実はこれ、調達システムを一緒の中で別の部会でやっております。そういったのを進めていこうという国の方針に合わせた形で今回条例化を進めてきたというところがありまして、広く市民に意向をとということよりは、これをやることによって市民がまさしく、使える方は、勤めている方は夜間でも取りあえず申請することができるようになる。それはまさしく便利になることであろうということで、そういうところから進めているものということで、これについて市民の意向というよりは、便利になることを優先して進めていく必要があるのではないかということで条例化。

よその市におきましてもほぼ同じような形で、まずこれが実施できることによって、なかなか窓口へ行くことができない方が取りあえず申請だけでも出せるだろうと。仮にいろいろな許可が必要なものであれば、申請して、許可が出ましたらまた行くという二度手間が一度で済むのかなというところもありまして、そういうところは市民の便利性を優先しているということでございます。

あと、周知に関しましては、当然、この条例が制定されましたら、その手続き等につきまして施行規則を定めます。その中で、冒頭申し上げましたとおり、まず申請するには、こういう形をお願いしますよというその手続きを分かりやすく、できれば広報に載せていきたいと。それから、どういったものができるのかということで、それにつきましても、できれば一覧表にしてお示ししたいと。

今分かっているもの、例えば旭市の公文書の開示請求であるとか、あと例えば出会いコンシェルジュの申込書であるとか、まちづくり出前講座の申し込みであるとか、社会福祉のほうであれば老人クラブの設立届けであるとか解散届けであるとか、市民課であれば住民票の写しの交付申請であるとか、そういったものができるだろうというような形で今うちのほうは把握しております。こういったものはできれば一覧表にしてPRしていきたい。条例制定後、順次という形で、めどがたった段階でということなので、6月以降ぐらいの広報で周知していければとスケジュール的には考えております。

以上です。

議長（明智忠直） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第17号の質疑を終わります。

議案第18号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(明智忠直) 質疑なしと認めます。

議案の質疑は途中ですが、2時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 9分

再開 午後 2時25分

議長(明智忠直) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

議案第19号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

24番(神子 功) 議案第19号、旭市安全で安心なまちづくり条例の制定についてご質疑申し上げます。

説明によりますと、県は既にこの条例を制定されているということを伺っております。56団体中でも36団体がこれを制定されたというご説明もありました。今回、条例の制定に当たりましては、目的、定義、基本理念、それぞれの責務ということが条例にうたっておりまして、さらにそれを進めるための啓蒙活動の推進、高齢者への配慮、それから公共施設の整備等あります。既に旭市としては、この条例がなくても、市長が申されているように、安心して安全なまちづくりということをやっております、エンジョイパトロールについても率先して取り組まれているような状況もございます。

そこで、この条例が制定された場合に、それぞれの基本理念に基づく市の責務とか、あるいは市民等の責務、事業者等の責務ということで、これについては基本理念の中に書かれておりますけれども、それぞれ協働して行わなければいけないということがうたっておりますが、これが制定された場合に市はどのように市民に啓蒙、啓発し、市民はどのような立場でいなければいけないか。また、事業者については、どういうことを思って日常に取り組んでいくのかということがこれでは分からないような状況がありますので、お考えがございましたらお示しをいただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（明智忠直） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

総務課長（高埜英俊） それでは、お答えいたします。

確かに、この条例はいわゆる理念条例と言われるものでございまして、具体的なものというのは記述がございません。市のこれから進むべき施策の大枠と、それから市民とともに進むための方向性、そういうようなものを定めたものだというふうに考えております。

条文の中にいろいろな責務とか記載しておりますけれども、その中で特に今私のほうで考えておりますのは、実は市で過去に防犯対策会議というのを開催した経緯がございます。これはおとし開催したというふうに聞いておりますけれども、去年は開催がございまして、今ちょっと休んだ状態になっております。このメンバーを見ますと、警察、それから県の関係、あと区長会の方々、防犯指導員、交通指導員の方、エンジョイパトロール、消防団、保護司会、郵便局、農協、青少年相談員、あと学校関係、PTAの関係、それから各種ボランティア関係の方、あといろいろパトロールをやってくださっている方々、ボランティアの方、あと社会福祉協議会、老人クラブ、青年会議所、まあそういうようなかなり幅広い関係団体からなる会議でございますので、こういうものを開催いたしまして、もちろんご意見を伺いながら、それからそういうものを通じながら市民にPRする、浸透するというようなことを考えております。現在ではそういうところでございます。

議長（明智忠直） 神子功議員。

24番（神子 功） 自分たちが小さいころを思い出しますと、何々を決めてあるというよりも、地域ではお年寄りが各地域の子どもたちを面倒見る、いわゆる叱ってみたり、あるいは方向性を出してみたり、そういったことがなくなっている。あるいは、子ども育成会については、子どもたちを中心に育成会の役員だけが骨を折っている。子どもを中心としてスポーツをやれば、いろいろなところで引っ張りだこ、子どもたちが大変困ってしまうというような状況がありますから、そういった意味で総合的に安心と安全ということを考えた場合には、誰かが何かをしなければいけないだろうということは考えられます。

今、防犯対策会議が休止状態にあるということですが、そういった意味では一つの方法かなというふうに考えられますが、ぜひ安全で安心なまちづくりの条例を制定し、そうしますと、37番目が38番目ぐらいに千葉県下では制定するような状況になりますので、広く市民に知っていただいて、それと役割分担を決めて、子どもがどうなのかということを考えれば、お年寄りがどうなのかというふうに考えていけば、方向づけがきつと出るような状況

が考えられます。そういった意味で市長のほうで特に今、課長のほうから話がありましたけれども、それ以外でお考えがございましたら、お示しをいただければありがたいと思います。

議長（明智忠直） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

市長（伊藤忠良） 今、神子議員からお話がありましたように、旭市ではいろいろな意味で大勢の市民の皆さん方にご協力をいただいて、子どもの安全を守ったり、あるいは盗難を少しでも減らそうということでさまざまな取り組みを現在でももう展開をしております。本当に大勢の皆さん方がボランティアでご協力をいただいているわけでありまして、そういったものを一つの形にするだけで、もう行動のほうがむしろ先に進んでおりますから、そういった意味では、そういったものを考えながらつくと非常にいい形のものができらる、そのように考えております。

議長（明智忠直） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第19号の質疑を終わります。

議案第20号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第21号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

島田和雄議員。

2番（島田和雄） 使用料を新しく決められたわけですが、これについて質問します。

これらの施設が、施設によって使用料に差があるというのはどういったような理由から決められたのか。その辺の話し合いの様子をご説明いただきたいと思います。

議長（明智忠直） 島田和雄議員の質疑に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

健康管理課長（小長谷 博） それでは、使用料を決めるのにどういう話し合いがされたかということ、また施設の使用料に差があるのはというご質問ですが、健康増進センターの使用料については、総合体育館、それとあさひ健康福祉センターを参考に設定させていただきました。

まず、いいおかけんこうセンターですけれども、いいおかけんこうセンターについてはフィットネスルームのみですので、総合体育館に合わせて。総合体育館は1時間200円という設定になっております。いいおかの一般の使用料は1回200円。これは2時間、3時間やっても200円という設定をさせていただきました。

それと次に、海上健康増進センターですけれども、海上健康増進センターには温水プールがあり、経費等がいいおかけんこうセンターの約2倍ですので、一般の使用料をその倍ということで、400円に設定させていただきました。

以上でございます。

議長（明智忠直） 島田和雄議員。

2番（島田和雄） 今、説明をお聞きしましたところ、海上の増進センターについては、プールがあるから経費も2倍かかっているというようなことで2倍の料金を設定されたというようなお話でありましたけれども、これは管理する方の立場から言われますと、そういうようなことが成り立つと思えますけれども、実際に利用している立場から申しますと、温水プール、トレーニングルーム、海上の場合は両方ありますけれども、両方を利用されているという方はごく一部でありまして、ほとんどの方は、トレーニングルームを使う方はトレーニングルームだけ、プールに入る方はプールだけと、そういったような使い方をされております。

といったことで、トレーニングルームだけ入って400円、プールの分も払わなければならないと、実際の利用者にとっては。そういった考え方からしますと、飯岡のけんこうセンターにつきましては、同じ運動をして200円、旭の体育館についても、これは1時間ですけれども、200円と。2時間やれば400円になると思えますが、海上の健康増進センターにつきましても、できれば細かい料金の設定をしていただきたいのと、そういうふうに思っております。トレーニングルームだけ使う人は200円と、そういったような料金の設定をしていただければありがたいのと、そういうふうに思っております。

それともう1点ですけれども、これまでの条例には備考といったことで、飯岡の福祉センター、海上の健康増進センター、いいおかけんこうセンターは、65歳以上の方については無料にするといったような項目があったわけでありまして。今回、この条例を見ますと、それが削除されまして、ではその必要性がなくなったのかというようなことについてどういった話し合いがされたか、その辺もお伺いします。

議長（明智忠直） 島田和雄議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

健康管理課長（小長谷 博） 1点目の区分していただきたいというご質問ですが、実際、増進センター、海上も飯岡もちょっと利用時間を調べてみました。そうすると、海上で2時間以上が15.4%と2時間までが76%。それから、飯岡のセンターについては、2時間までが90.6%、2時間以上は1.1%、少ないんですが、ほとんどの方が2時間使用してございます。そうしますと、先ほど体育館との比較も言いましたけれども、決して高いということにはならないのかなと思います。

区分という問題ですが、これはあさひ健康福祉センターについても、おふろとトレーニングルームございますけれども、その辺も同じような取り扱いされているということで、うちのほうもそれに合わせて設定させていただきました。

それと、65歳以上、以前あったということですが、これもほかの地域にある施設についてはそういうものは特別ないということで、その他の施設の使用料に今回合わせまして調整させていただいたものでございます。

以上でございます。

議長（明智忠直） 島田和雄議員。

2番（島田和雄） 備考に記載されておりました65歳以上は無料にすると。無料にしてくださいというわけではないんですけれども、それなりの割り引きというんですか、そういう考え方もしていただきたいなというふうに感じています。

と申しますのは、この間も中央病院で健康づくり、医療、福祉と、それらの連携を深めてやっていこうといったような県の方針が打ち出されたわけですが、私もそれに全く同感だというような考えを持ちまして、介護予防あるいは医療費の低下、そういったものを見据えて、高齢者の方をこういったところに誘導するといったような政策といえますか、そういったものを考えていかなければ、これからはますます医療費、介護費、そういったものが高くなっていくんじゃないかなと。これはただ若い人向けのスポーツジムではないと思いますので、その辺のご配慮をよろしくお願いします。

それと料金についてですが、飯岡と海上の場合は同じような運動の施設なんです。運動だけする人にとって高くなっちゃうというような考え方がありまして、実際に運動だけして片一方は400円、片一方では200円では、みんな飯岡のほうに行かなければならなくなりますので、海上の人にとってはちょっと不便じゃないかなというような感じを持っておりまして、その辺のきめ細かな料金の設定のほうもよろしくお願いします。

以上です。

議長（明智忠直） 答弁はいいですか。

2番（島田和雄） 答弁をお願いします。

議長（明智忠直） 島田和雄議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

健康管理課長（小長谷 博） 65歳以上の件については、先ほども申し上げましたけれども、他の施設の関係もございますので、今すぐここで私のほうから即答するということはちょっと控えさせていただきたいと思います。

それと、高いという、先ほどの繰り返しになりますけれども、先ほどもご説明申し上げましたけれども、ほかの施設と比べて、約2時間程度やった場合に決して高くない。かえって飯岡は、先ほども言いましたけれども、安い。海上の場合、プールあっても、2時間やったら旭と同じような金額。プール利用していただいてもそれと同じですから、決して高いという感じは持っていないんですけれども。その辺についてはご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（明智忠直） 島田和雄議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第21号の質疑を終わります。

議案第22号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第23号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第24号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第25号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(明智忠直) 質疑なしと認めます。

議案第26号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(明智忠直) 質疑なしと認めます。

議案第27号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(明智忠直) 質疑なしと認めます。

議案第28号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(明智忠直) 質疑なしと認めます。

議案第29号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(明智忠直) 質疑なしと認めます。

議案第30号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(明智忠直) 質疑なしと認めます。

議案第31号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(明智忠直) 質疑なしと認めます。

議案第32号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第33号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第34号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第35号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

ここでしばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 2時47分

副議長（平野 浩） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

地方自治法第117条の規定により、議案第36号に関係いたします林一哉議員、向後和夫議員、嶋田茂樹議員、高木武雄議員、明智忠直議員、佐久間茂樹議員の退場を求めます。

（26番 林 一哉 退場）

（20番 向後和夫 退場）

（19番 嶋田茂樹 退場）

（18番 高木武雄 退場）

（16番 明智忠直 退場）

（12番 佐久間茂樹 退場）

副議長（平野 浩） しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 2時49分

副議長（平野 浩） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

議案第36号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

24番（神子 功） 議案第36号、指定管理者の指定についてご質疑申し上げます。

内容的には、今回、あさひパークゴルフ場が7月1日オープンするということの説明によりまして、幾つかご質疑申し上げます。

今回、指定管理者に管理を行わせる公の施設については、ただいま申し上げましたあさひパークゴルフ場であります。指定管理者となる団体が財団法人旭市福祉協会となっております。

そこで、今回、指定管理者を指定するに当たりまして、その経過をぜひお示しをいただきたいというのが質疑の内容であります。まず、今回、あさひパークゴルフ場の指定を行うに当たり公募を行ったのか。審査をするに当たり、どういった書類を審査されたのか。その審査をされた方々はどのようなメンバーなのか。そして、その結果についてはどういう結果であったのか。委託費は一般会計のほうに予算計上されておりますけれども、その事業の内容並びに事業費についてはどうであったのか。指定するに当たり、メリットはどういうことが言えるか。この点の内容につきましてご質疑申し上げたいと思います。

以上です。

副議長（平野 浩） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

都市整備課長（島田和幸） 指定経過についてご報告申し上げます。

まず、公募を行ったか行わなかったのかということなんですが、今回は公募は行っておりません。

その理由でございますけれども、三つほどございます。まず最初に一つ目は、同じ指定管理者とすることによりまして、施設の一体化による相乗効果を図れます。二つの施設の業務内容を双方の職員が共有することによりまして、サービスの向上、効率化が図られます。二つ目といたしまして、施設運営の一体化によりまして経理部門の合理化が図られまして、経費の削減が図られる。三つ目といたしまして、全く新しい事業でございます。公募により指定管理者を応募して決めていくにも懸念材料がございます。例えば応募があるか、また運営経費が逆に高くなってしまいかなどでございます。この3点によりまして、今回は公募は行ってございません。

それから、選定委員会のメンバーでございますけれども、選定委員会の要項ございまして、その中で10人以内ということになっております。今回、10名で行いました。その中で、副市長が委員長となります。あとは総務課長、企画課長、財政課長、それから関連課長といたしまして社会福祉課長、それから所管課長であります私、都市整備課でございます。それから、学識経験者2名、市民代表2名、合計10名で構成させて、その中で十分な審査をしてまいりました。

審査の内容でございますけれども、これは指定手続き条例によります選定基準、それから私のほうで指定申請に関する要項を作っております。それらに基づいた項目について、十分な審査をいたしました。

まず、基本事項といたしましては、経営方針、それから施設設置の目的をどう理解しているか、経営基盤がどうであるか、組織構成はどうであるか等でございます。それから、管理運営面としては、使用料金の考え方はどうか、営業日、営業時間、休業日についてはどうか、サービス向上への具体的提案はどうか、使用者のニーズ把握の対策はどのようにするか、施設使用の向上の具体的提案はあるのか等でございます。それから、管理体制でございますけれども、適切な人員配置であるか、緊急時には対応できるか。収支計画につきましては、収支計算は適切にされているか、経費縮減等の効率化が図られているか。その他としましては、情報公開、個人情報保護は適切か、計画の実現性はあるのか、魅力的な自主事業の計画の有無等があるか。これら全部で20項目ございます。これらについて十分な審査をいたしました。1項目5点の配点で評価をしていただきました。

副市長は理事長でございますので、退席させていただきますので、9名の委員で審査をいたしまして、1人、20項目5点ですから、持ち点100点になります。合計総得点は900点ですね。基準点を設けました。合格ラインです。それは540点、1人60点、9人ですから540点ですね。

そういう基準点を設けまして、総合的な評価をいただいた点数は、9人で695点ございましたので、指定管理者として選定させていただきました。

それから、メリットです。これは先ほど申し上げましたけれども、一体的な管理によりまして相乗効果、相当な相乗効果が生まれます。それはどういうことかといいますと、まずは経費の削減が図られます。もう一つは、効率的な運営ができるということになります。

それから、事業費でございますけれども、平成20年度は暫定的な経営になります。今予定していますのは、まだ7月1日は確定していませんけれども、その前後になろうかなと思います。全体的な経費、パークゴルフ場にかかる暫定的な経費は、総体的な予算は2,120万円くらいかかります。その中から、指定管理料は527万円ですから、それらを引きますと、市の負担額、持ち出し分というのは1,442万7,000円ほどになる予定でございます。

平成20年度はなぜこのくらいかかるかといいますと、オープン費用とかございますので、かかります。仮にこれが通年ベースで行いますと、全体的な経費は約2,020万円ほどでございます。そこから……、すみません、先ほど平成20年度の暫定予算のところ、使用料収入が約627万3,000円ほどございます。通年ベースですと、使用料収入が850万円ほどになります。これらを引きますと、市の負担額、持ち出し分は1,120万円ほどになる予定でございます。

あと、収入源としましては、自主的な事業でございますので、売店収入とかございますので、若干、運営経費はそれより低くなると思われれます。

以上でございます。

副議長（平野 浩） 神子功議員。

24番（神子 功） 詳しくありがとうございました。

ここで心配されるのは、管理手法とかいろいろご説明をいただきましたけれども、どういうサービスができるか、ニーズにどういうふうに応えられるかというのが今後の課題になってくると思うんですけども、その辺については、900点満点の540点がラインということで、それ以上、上回って695点ということになりましたけれども、サービスあるいはニーズに対する対応ということについては、チェックというのはどのようにされているか、よろしくお願ひしたいと思ひます。

副議長（平野 浩） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

都市整備課長（島田和幸） 事業がスタートしてからのチェック体制ですか。行う前のチェ

ック体制ですか。

それは、申請書を出していただきましたので、その中でどういうサービスができるかとか、そういうのは書いてございますので、そこを十分審査させていただきました。ですから、自主営業、売店収入はこれだけあるとか、お客さんをどれだけ増やすとか、そういうのは申請書に記載されてございます。

以上でございます。

副議長（平野 浩） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第36号の質疑を終わります。

ここで林一哉議員、向後和夫議員、嶋田茂樹議員、高木武雄議員、明智忠直議員、佐久間茂樹議員の入場を求めます。

（ 26番 林 一哉 入場 ）

（ 20番 向後和夫 入場 ）

（ 19番 嶋田茂樹 入場 ）

（ 18番 高木武雄 入場 ）

（ 16番 明智忠直 入場 ）

（ 12番 佐久間茂樹 入場 ）

副議長（平野 浩） しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 3時 0分

再開 午後 3時 1分

議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

議案第37号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第38号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(明智忠直) 質疑なしと認めます。

以上で議案の質疑を終わります。

追加日程 議案第37号、議案第38号直接審議(先議)

議長(明智忠直) おはかりいたします。議案第37号、議案第38号は人事案件でありますので、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思いますが、これに決めるにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(明智忠直) ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号、議案第38号は委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第37号、議案第38号は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

議案第37号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第37号は同意することに決しました。

議案第38号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第38号は同意することに決しました。

日程第2 常任委員会議案付託

議長（明智忠直） 日程第2、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

総務常任委員会は、議案第1号中の所管事項、議案第11号中の所管事項、議案第17号、議案第19号、議案第20号、議案第27号、議案第34号の7議案であります。

続きまして、文教福祉常任委員会は、議案第1号中の所管事項、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第11号中の所管事項、議案第12号、議案第18号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第28号、議案第33号の15議案であります。

続きまして、建設経済常任委員会は、議案第1号中の所管事項、議案第6号、議案第7号、議案第11号中の所管事項、議案第13号、議案第26号、議案第35号、議案第36号の8議案であります。

続きまして、公営企業常任委員会は、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号の10議案であります。

以上のとおり付託いたします。

付託いたしました議案は、3月13日午後5時までに審査を終了されますようお願いいたします。

### 日程第3 常任委員会陳情付託

議長（明智忠直） 日程第3、常任委員会陳情付託。

本定例会までに提出されました陳情は、陳情第1号の1件であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（明智忠直） 配布漏れないものと認めます。

これより陳情を付託いたします。

文教福祉常任委員会に陳情第1号の1件を付託いたします。

付託いたしました陳情は、3月13日午後5時までに審査を終了されますようお願いいたします。

議長（明智忠直） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は、明日、定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時 7分